

刑 政

號 月 九

行發會協務刑 財團
法人

萬國刑務會議々長よりの感謝狀

President, Sir Evelyn Baring, K.C.B.
London, England.

Secretary, Dr. J. Simon Van der Aa
Gronova University, Holland.

International Prison Commission

6. July 1925

Offering Secretary
for London Congress, 1923.
Mr. A. J. Wall, O.B.E.
Home Office,
Whitehall, S.W.

Dear & honoured colleague,
I desire to express
to you & through you to
the Japanese Society of
Prisons, my warmest thanks
for the beautiful presents
of coloured maps & pictures
with which you have presented
me.
I think always
very highly,
Evelyn Baring

0111-214-21

裏面記事參照

萬國刑務會議々長よりの感謝狀

本會は去る八月初旬英京倫敦に開催された萬國刑務會議の議長たりしイー・ラツグルス・ブライス氏に對して敬意を表する爲めに刺繍圖及び血敷編物を贈呈したるところ同氏より下の如き禮狀を台長に宛て、送つて來た。筆跡の一部の寫眞は表面に掲げておいたが茲に原文の全部竝に譯文を掲載する。

Dear and Honoured Colleague :

I desire to express to you and through you to the Japanese Society of Prisons, my warmest thanks for the beautiful presents of coloured mats and pictures with which you have presented to me.

I shall always value them very highly, not only on account of their great artistic beauty, but as a symbol of the happy co-operation, that has always existed between our two countries, in all matters appertaining to "La Science Pénitentiaire."

I am very glad to welcome you and Mr. Okabe, as the Japanese delegates to the forthcoming congress.

Yours very truly,

E. Ruggles-Brise.

敬愛する僚友よ

予は貴下の見事なる贈物に對し貴下並びに貴下を通じて日本刑務協會に多大の感謝を表明す。

予はその藝術上の價値の大なるがためのみならず、刑務學に關する凡ての事項に於て常に我等兩國間に存せる喜はしき協調の紀念として永くこの贈物を貴重せんとするものなり。

予は貴下及び岡部君を來るべき會議の日本委員として迎ふことを得たるを喜ぶ。

敬白

イー・ラツグルス・ブライス

不景氣と犯罪の増加

毎日の様に三面記事に譯はるゝのばせ加減の情死沙汰、一杯氣嫌が度を越して切つた、腹つたの如傷沙汰は少時措き、此の頃の犯罪人増加はそも何を意味するであります。

嘗てアドルフ、レウエはお米の値段が高くなると犯罪人が増えるものだといふことを統計的に説明したことがあります。アシャツフエンブルヒはうけ續いて之を肯定して居ります。恐らく之は刑事政策家の總てが共鳴するところでありませう。

此の刑事政策家の定説が今此の日本に實例となつてあらはれて参りました。お米は高くなる一方です。そして、今、豊多摩、大板、京都のような都會の刑務所を御覽なさい。釋放人員は收容人員よりも遙かに劣つて参りました。

わたし達は此の不景氣を誰の罪だとも鳴らさないうで置きます。けれども、一國を料理する人達に、敢て此の種の犯罪原因を一日も速かに挽回せんことを望まねばなりません。なぜならば切角犯罪根柢を期しつゝあるわれ等刑務官の前に此の種の原因が長引かされることは竟に行刑の破産を來たすからであります。否之によつて我が國の風教は刑罰もへちまもない程頹れはしないかを恐るゝからであります。(夢)

刑政 第參拾八卷第九號 目次

卷頭言

論說

教誨効果の見方……………	刑務教誨研究所顧問…河野純孝(三)
刈屋氏の教誨論に就て……………	本會主事…江村繁太郎(八)
保健技師の職務に關する考察……………	司法省衛生官…芥川信一(四)
音楽教化の理論及實際……………	本會主事…近藤亮雅(二)

資料

獄談 夢 語……………	エ	生(三)
紐育州ウエスチエスタ―郡立刑務所の自治制度……………	K	生(四)
プロベーション(保護監察)とは何ぞや……………	K	生(五)
エルマイラ・システムに就いて……………	文學士、法學士…安齋保(四)	
坐つてゐる文明と立つて歩く文明……………		(六)

雜錄

行刑統計

叙任

刑務令規

會報

家庭欄

論說

教誨効果の見方

河野純孝

教誨効果の見方

行刑上教化方面の主力たる宗教道德の教誨は、その人を動かす活力の消長に依て効果の優劣が較べられることとなるのである。活力とは教誨の内容たる宗教と道德とを實用問題として感受せしむる力である。即ち被教誨者をして日常生活の上に無くてはならぬ實用問題たらしむることである。

由來宗教道德の問題は一般の人より閑問題として看過されて居る。嘗て之を聞く人のみが閑問題として居るばかりでなく、之を取扱ふ人即ち之を研究する人、或は之を宣傳する人、或は之を批判する人の中にも、之に對する眞劍味の有無を疑れる人が多くある。學校に於ては德育を教科目上の首班に置てあるけれども、生徒の心理は果して如何、知育の部門よりは遙に之を軽く見て居る。亦教師の側でも骨の折れ工合、力の入れ鹽梅、智育方面の諸科に比して程度如何。國家の大任を荷ふ政治家の政策中にも、綱紀肅正とか思想善導と云ふ看板は掲げてあつても他の財政問題や交通産業等の問題に比しては、その重きを

置く程度の差提燈と鐘とよりもまだ甚しいではあるまいか。毎朝手に取る各新聞でも、反道徳の不正不義の事件や、非倫理の猥褻慘虐の行爲は、最大の活字を以て之れが報道に励めて居れども、節義忠孝等美德の記事は、四號活字以上のものは多くは見へない、新聞でも、學校でも將又政府當局でも、一般民衆の共通的氣分に追隨し否之れに引廻はされて居るやの觀がある。斯る社會心理の中にて特り受刑者をして、閑問題視されて居る道徳上の教訓を實用問題として受取らせようとすることは蓋し難事中の至難事である殊に道徳方面の思想著しく荒み劣等なる享樂に心酔して居る者に於ては、道徳問題ほど甚だしい閑問題はあるまい。斯る社會心理を洞觀し宗教道徳の時價を考察すれば、教誨の業愈難く、教誨師の任亦愈重きを感じざるを得ざるのである、この難きを知り、この重きを感じる上は、教誨の效果に就ての批判は、實際の調査考察に特に徹底を要せねばならぬ。

唯茲に幸なるは、刑務所に於ては、宗教談道徳説を容易に聞かして得る便宜があり、又之を聞かして得る機會が多い。尙受刑者の中には、道徳を無視した爲に身を墜した故、道徳に縋がつて浮き上がらんとする者も多くあり、宗教を信じなかつた爲に心が迷ふたから、宗教に由て心の安定を得たいと思ふて居る人も尠くはない。右前段の便宜あり機會多きことが、刑務教誨事業の優勢を來たす所以であつて、後段の道徳に縋がり宗教に依らんとする氣分が、宗教道徳を實用問題たらしむる好因縁と爲るのである。殊に刑務所内では、道徳的行爲を基準として、受刑者を處遇することゝなつて居る、即ち性向の良否とか、行狀の

優劣とか、勤勉の程度とか、改悛の有無とか云ふ、道徳的條件を批判して處遇することであるからこの事情より觀れば、刑務所は實に道徳本位の生活を爲す別天地の狀を呈して居る。それ故その集り來れる人々は、如何に反道徳非社交的習癖の濃厚なる者であつても、教化上他の方面と其趣を異にして居る所がある。之れに加ふるに其の教化の任に當れる教誨師も、多年の關係上、教化に興味を生じ、教化の技能も進み、自己の天職として從事せる人も尠からず。而も普通寺院の僧侶の如く、寺院の經營維持に腐心することなく、又多方面の布教に奔走することもなく、献身的に専任せること、是れ教誨の内容たる宗教道徳が、彼等受刑者間に於て實用問題として受取られつゝある所以である。斯く宗教道徳を實用問題として受取られつゝある事實そのものが、既に教誨の效果として認むべきことである。

世人が行刑の成績又は教誨の效果を批判せんとするに當つて、多くは累犯者に就いて之を觀、初犯者の改善成績を見遁がして居る傾向がある。刑務所の收容現在員中には累犯者が多々ある、この累犯者の多くある事實を指して、直に行刑の成績を非難し、教誨の效果を侮蔑せんとするは、甚しき皮相の見、甚しき杜撰の批判であると云はねばならぬ。蓋し累犯者は初犯時の教化に漏れた少數の者が、多年に涉つて積累した者であつて、犯罪者の實人員に就て見たならば、累犯として犯罪する者は、初て犯罪する者よりは遙かに少數である事實に氣付かないからである。兩三年前まで初犯者のみを收容して居た豊多摩

刑務所の統計に由て之を見れば、釋放後五年間の再犯平均率は百分の二十以下である。この百分の二十に屬する少數不成績者は、累犯者たる性質上、裁判に於て特に重き長期の刑を科せられるものであるから、刑務所の座席は常に累犯者が長く占領することとなる、同じ程度の犯罪であつても初犯者なれば一年未滿の刑であるに拘はらず、累犯者は一年以上に處せられることが多くある。累犯者が一人で三年も五年も据り込んで居る座席と、初犯者が同一の年數内に五人も十人も入り替つて占めて居る座席とを、年末日現在員とか、六月末日現在員と云ふ、平面的の見方で一瞥した觀察では、無論累犯者が多く見へる譯である。けれども之を其三年なり五年なりの同一期間に於ける入出の數で算へて見たならば、累犯者は初犯に比して著しく少いことが分るのである。要するに刑務所を横から平面的に見れば累犯者が多いけれども、縦に時間的に見れば累犯者は初犯者に比して少いのである。

以上示す所の如く、豊多摩刑務所の初犯者の再犯率が百分の二十とすれば再犯に陥らない者即ち改善者と認むべき數が百分の八十となれるのである。何事でも八十點の點數を取れば先づ以て成績優良と言はねばなるまい、是獨り豊多摩刑務所ばかりでなく、大正六年坪井直彦氏が巢鴨刑務所に在勤中に調査した初犯者の再犯率も百分の二十七となつて居た、當時の巢鴨は初犯累犯を併せ拘禁せし時代なりし故、初犯者のみに特別の力を入れることが出来ない譯であつたから、その率稍劣る様に見ゆるけれども、豊多摩でも大正

六年には百分の三十一まで落ちて居たこともある。よし百分の七十止りとするも、之を成績不良と云ふことは、一般の事柄に比して酷評と言はねばならぬ。行刑の成績………教化の効果を局外者が批評して良いとか悪いとか言ふことは、眼の届かない見方として致方がないけれども、行刑部内の人が粗漏杜選の見方をして成績不良の如く世間に吹聴することは、自ら侮るの甚しきものではあるまいか。

行刑全体の効果を見て、之を直に教誨の効果とは言ひ得べきものではないけれども、宗教道徳を内容とする教誨は、兎に角行刑上教化方面の主力であるから、その全成績に幾分の割引して教誨の効果として之を認めたいと思ふのである。行刑上戒護作業醫務等の事務に由て、制裁訓練保健等の教養警戒の施設より補助を受けて以て教化の效を擧げつゝあるは勿論であるも、受刑者の感想陳述に由て主力的教誨に基因せる者亦多きを認むるのである。尙釋放者より寄せ来る多數の信書中にも教誨に由て聞いた或る徳目を今現に實行して家庭の幸福を得て居るとか、或は教誨に由て示された宗教の信條に基いて精神の安慰を得て居るとか、この類の報告多くある所より觀るも宗教道徳の教訓が、實用問題として受け取られて居る者の尠からざるを知ることが出来る。こうした消息に依て敢て刑務教誨の前途を樂觀することは出来ないけれども、徒らに至難の業として之を悲觀し、亦效果乏しきなど言ひて自ら侮るの非なるを得るのである。

教化の主力を握れる教誨師が愈眞興味になつて、宗教道徳を自己の實用問題として、尙

此の主力の効果を深く確信して、而も之を如何にして相手方に實用問題として受取らせ得べきかを、夙夜怠らず研究すると共に實地の教誨に臨んで之を受取らすべく熱誠努力することが教誨の力を活かして強からしむる第一の道であると思ふ。若し夫れ世間並に相手方の意を迎へるに是れ勉め、新聞の切り抜き話や道徳上に價値のない新らしいばかりの話を試みて、以て一時の快感を興へんとするが如き眞劍味を抜きにした教誨では、教誨の効果を増進せしむる所以の道ではあるまいと思ふ。

菊屋氏の教誨論に就いて

江村 繁太郎

教誨に關する組織だてた著書若くは講演の類がないため纏つた研究をすることが出来ぬは甚だ遺憾とする。武田慧安氏は教誨學組織私案として昨年八月發行教誨研究第五號より第八號迄に連載せられてある、それは單に組織にして内容は既明されてゐない、教誨に關する知識を組織されたものは此の武田氏の私案より外にない、阿氏の組織による内容は廣汎にして從來とはちがひ科學的に研究せんとする大なる努力を認むることが出来る、此の大業が完成されて居れば私の只今の疑問は己に氷解されてゐたかも知れぬ恩見を逃ぶる機會に同氏の努力により一日も早く完成されんことを祈る

菊屋氏は刑政八月號に教誨師の人格論に加へて教誨の意義を説明されてゐる、就中近來行はるゝ教化方法に教誨の文字を使用するは宜しくない教誨師のなす教誨と他の教化方法と並行的に看られては教誨の威嚴も權威もない教誨は人格者でなければならぬと云ふ趣旨のやうに讀まれたのである、以下私の意見を述べ諸氏の教をこふことにする。

菊屋氏の曰く「教誨の外に教誨なく教誨師の外に教誨師はない」と此の文意を私の解釋によると教誨の意味は非常に縮められ教誨は全然教誨師なる人と不可分のものとなり、即ち教誨師にあらざれば教誨をなすことは出来ぬ結果となる、蓋し教誨なるものはそれ程意義の狭少なものであらうか、一般學校教育に見るに修身の受持教授にあらざれば訓育又は德育の話は出来ぬと云ひ得るであらうか、歴史にしても國語にしても漢文にしても將た外國語にしても德育に關する事項は擧て數ふべからざる程ある、各科受持教授は教育なる目的の爲に德育の講義もする、必ず修身の受持教授に限定したことはない、同氏の言の如く修身教師の外に修身教師はない即ち修身科の受持教授と德育と不可分的に狭い觀念で毫も見ないのである、寧ろ學校の長なる人をして德育の中心として居る。

刑務所の教誨師は一般の「教師」と違ひ實際からいつて僧侶である宗教家である、教誨なるものを宗教と解すれば教誨師の外に教誨師なしと論斷することも或は出来得よう、然るに信仰の自由の上よりいつても或る宗派の教誨師は其宗派に屬せざるものに教誨を強要する譯には行くまい、又宗教家にあらざる者でも宗教を語ることは禁じられて居な

い、然らば宗教家として僧侶の専有するものは何かと云へば「宗教的の儀式」であらうと考へるかくの如く思考すると教誨と教誨師を不可分のに求むることは出来まいと思ふが如何不可分のに極端にいへば宗教的の儀式は教誨の全部であらう筈はない、更に進んで吾人の道德觀念から考へても道德は必ず僧侶に限つたことはない、佛敎系統の道德は勿論儒敎系統のものありキリスト系統のものあり日本固有の所謂神の教もある、此の點に付同氏の意見は一方に偏した即ち中庸を得ない解釋ではあるまいか。

教誨なる語は前述の如く教誨師と不可分のものなるが故に、近時行はるゝ印刷物活動寫眞レコード音楽の如き精神的教化方法を文書教誨映畫教誨音楽教誨等の文字を使用することは教誨師の教誨を輕視するの虞がある、更に進んでは不可分の意義から活動教誨の如きものゝあらう筈はないといはれて居る、教誨即教誨師の立論からいへば至極尤な話で當然すぎる程の結論である、然るに刑務所を離れた一般の状態に於て、音楽による精神の陶冶を音楽教育といひ又藝術教育——宗教教育——性教育などいつても教育の神聖は何等侵害せらるゝことはない寧ろ教育なるものゝ内容が廣大にして大切なるもの大事なものゝ感じは與へらるゝ、従つて教師の人格を下げるが如き虞は勿論ないのである、私は教誨なるものゝ意義を自ら世間狭く解釋して教誨そのものゝ威嚴を損じたくない。

尙同氏は映畫や音楽を以て教誨の補助機關であるといはれる、主機關でも補助機關

でも敢て論ずる必要はないかも知れぬが、同氏の論旨によつて補助機關といへば教誨師の附屬物となる、私の考へでは音楽といひ活動映畫といひ又は雜誌若ば書籍なるものは必ずしも教誨師の附屬物ではなく、教誨には最も必要なる存在にして教誨師其ものの補助機關とは考へられない斯る觀念は教誨と教誨師の不可分より生ずる不突合である。

倫理、道徳の教——德育は人格的教説でなければ何等の効果あるべきものでないと同氏はいはれて居る、德育に人格的必要を求むるは萬人等しく異議はあるまい、倫理道德の教即ち教誨は被教誨者の道德的感情又は宗教的情緒を刺激するを以て足るか、更に道德の教とは如何なるものか、之を解決するは總て所謂教誨の内容を語り其の意義を明かにするものと思ふ、アリストテレスは道德には知的道德と實行的道德の二つがあると云つて居る、知的道德とは物事を知る又は物事に敏い若くは聰明であるより生ずる凡ての效用——働きである、之を例せばラヂオに關する知があるため米麥に關する知があるため無線電話の取扱が出来又は米屋を営むことが出来るのである、實行的道德とは所謂知を他の精神作用と關係したときの效用——働きである、之を例せば情欲が起るとする、其の情欲を適當に抑制するに知の働を以てすれば勇氣の徳であり信仰の働を以てすれば宗教の徳であるといへよう、此の實行的道德は習慣によつて養ふ外道がないといはれて居る、即ち行爲を度々繰り返すことによつて實行的道德は養はるゝものである、此の説に

よれば前者の知的道徳は知識を與へてやる仕事によつて遂行せられ、後者は行爲の習慣によつて完成せらるゝ譯合である。故に一片の人格教説によつて道徳は完全に養はるゝものでないと思ふ私は道徳の教が教誨の内容であると信ずるから教誨師の外に教誨はないとの論斷に賛同することは出来ぬ。

教誨の方法——道徳は如何にして授け得らるゝものであるか、第一は善惡に關する正しき識別がなければならぬ。被教誨者の意思を道徳的に活動せしめんとするものであるから、これは善であり惡であるとの標準を先づ與へてやらねばならない。そうしないと意思活動の起り様がない。道徳の主觀的方面から客觀的方面を説明してやり、被教誨者の道徳意識を整理する。第二には善惡に關する彼等の觀念が冷淡でなく道徳的感情を伴はしむるやうに仕向けてやらねばならぬ。君に忠に親に孝に或は他人のものはとることはならぬなどの道徳意識はありとしても感情が伴はねば何の役にも立たない。たゞ一片の記憶に過ぎずして實行の可能性がないから道徳的價値のないものである。犯罪人には此の感情が著しく乏しい實例がある。善惡の意識に伴隨すべき道徳的感情は、佛教でも儒教でも日本固有の神の教でもキリスト教でも乃至は音楽でも活動寫眞でも書籍でも雜誌でも良いではないか、第三には其觀念が道徳的感情に依つて伴はれて居るのみならず道徳的意志活動の儘に實行せられねばならぬ。其實行は如何にして出来るかといふに前述の實行の習慣を養成せねばならぬ。之を約言すれば主觀要素として善惡の識別及道徳的感

情の養成、客觀要素としての實行習慣即ち行爲の訓練である。道徳行爲をなすには感情が必要であることは前述したのであるが其感情の訓練をなすを道徳的情操の陶冶と云つて居る。此の方面の任務を全ふする爲には教誨師——教師の人格を最も必要とするのである。即ち教誨師が自己の内心に道徳に關する情操をもつてゐて、道徳的情操の直感教授をなすにあらざれば到底任務を全ふし得るものでないと思ふ。宗教方面より云へば宛然佛の化身であるといはるゝ教誨師——僧侶——人格者が宗教的情操又は道徳的情操を陶冶さるゝに當つては自然とそれに引付けられ同化さるゝは吾人の經驗する處である。眞の人格なるものは多くの場合世俗より超脱し文書教誨とか音楽教誨など言葉の如何に依り價値を上下さるべき筋合のものでない。寧ろかゝる言葉を氣にやむは人格超然の本筋に入らずして徒に現實に囚はるゝものではあるまいか。道徳的情操の陶冶は人格者のみによりなさるゝものであるかと云ふに、情緒或は感情の陶冶は繪畫又は音楽等によりてもなさるゝことが多い。繪畫や音楽を直觀するによつて感情上美的觀念の同化を得道徳的情操の自然に陶冶さるゝことは敢て説明を俟つまでもあるまい。相撲を見てもさうである。四つに組んで土依際に立つ時觀衆の手は多く握られ我知らず一生懸命に力を入れて居るこれは單純な感情の同化作用である。芝居を見ても活動を見ても道徳的情操の陶冶せらるゝは明瞭なる事實にして此の意味から此の任務は獨り所謂狭少された人格に限定せらるゝものとも考へられない。

要之に教誨に關する學問は組織だて、科學的に研究する必要があると思ふ。武田氏は教誨教育の實際論の編に文書教育、映畫教育、情操教育などの文字を使用して居る。教誨は教育學、心理學、倫理學、刑法學等の關係より其の意義を求むべきもので頗る廣汎なる内容を有するものと思はれる論者或は教化なる言葉と混同せりといはん其の問題は他日に譲り茲には單に教誨なる意義は同氏によつて狹少された意義より擴充したき意を述ぶるのみ、文中過語あらば尊敬する同氏に謝す。

保健技師の職務に關する考察

(五)

芥川 信

(三) 被服、食糧、建築の衛生

(B) 食糧の衛生の續き

(二) 食物の調理に關する事項

吾人の食物の品質に關する事項、殊に攝取食の總熱量、蛋白質量、脂肪量、含水炭素量、營養素の組合せ割合、及生物學的價值等に於て遺憾がなかつたと雖、攝取食はそれで營養上完全な結果となることは出來ないのである。といふのは食物の品質が如何に完全無缺で

あつてもその食物の調理が不十分であつたならば其の食物は充分に攝取吸收されないからである。就ては、食物の調理に關し、これを攝取食に基いて、容積、變化、香味、溫度、硬度、食器、及び獻立に分かつて述べやう。

(A) 攝取食の容積

吾人は、其營養上一日幾何容積の食物を攝取すれば良いかといふ問題である。現今一般に、吾人の攝取食の容積は、一日一リール[平位]が適量であると見做されてをる様であるが、これは勿論種々の條件によつて、變化を生ずるのである。殊に、これは、吾人の満腹感と、緊要な關係をもつてをるのである。而して此の満腹感は、攝取食の種類によつて、非常に差異を生ずるのである。即ち肉食の際にあつては、ホルモンの作用によつて生ずる胃液の分泌は、充進し、従つて攝取した肉量に對する満足は、得られるのである。然るに、菜食の際にあつては、唯だ五官器に對する刺激は、充進されるが、量に對する満足は、得られる事は、少いのである。故に菜食を主とする者は、肉食者より攝取食を多量に取るのである。攝取食が、大に過ぎるときは、胃中に於て異常分解を來し、消化を害し、又胃擴張を起すの因となるのである。殊に、受刑者の様に菜食のみといふても過言でない食事を取る者にあつては、攝取食の容積の過大でないかを、注意すべきは、保健技師の重要な一職務である。然るに、現今各刑務所の實際家には、今日の刑務所食でもなほ其量が、不足であると訴へる士は、尠くないのである。然しこれは余の觀る所では、大なる誤りである。現今の刑務所

食は吾人の胃に對しては、概して其量は多いのである。然し質には改善すべき餘地は少くないのである。これに對し、實際家の多くは量が不足してをる様に稱へるは注意すべきである。殊に保健技師の職務として考慮すべきである。

(B) 攝取食の變化

吾人人間は、何事に就ても變化を好むといふことは其本性である。彼の三才の童子と雖、毎日同一の玩具を以て遊ばしめんとせば、これを拒むのである。殊に吾人は朝を夕な必ず攝取しなければならぬ食事に於て最も甚だしいのである。如何に山海の珍味であつても、毎日同一のものを攝取せしめられるときは直ちに嫌惡を催すといふ事は顯著の事實である。故に攝取食は日々之れを變化せしめるといふことは、榮養上最も大切な事である。然るに、刑務所にあつては、食費は僅少である爲、自然種々の食品を購入することは出来ない。又其食費經濟の必要から、一の食品を大量に購入する。又野菜等であつて、自家供給を爲す場合には、一の品種を大量に一時に生産するのである。故に十日間毎朝菜汁を支給するといふ様な實例を屢々實際に觀るのである。かくては如何に新鮮で消化が良好であつても、實際に身体の榮養上に就ては、無價値となるのである。食物調理の任にある用度係等に於ては、簡單で經濟といふ點を主眼とするの傾向は、自然の數であるから、保健技師は其職務の一として、この簡單で重要な仕事を忠實に努むべきである。

(C) 攝取食の香味

攝取食には、食品其儘で用ゐられるものと、然らざるものとがある。食品其儘で用ゐられるものは、既に其れ自身に、相當の香味があるから、直ちに食用に供せられるのである。これに反して、食品其儘で用ゐられないものに對しては、人工的に、香味を賦與せられなければならない。

これ香味は、消化液の分泌を催進して、食品の消化を促し、或は精神を興奮せしめ、以て食氣を喚起するの作用があるからである。然しながら、吾人はこの香味に對しても、攝取食の種類と同じく、同一の香味を繰り返さるときには、直ちに、嫌惡感を催すのである。故に攝取食の香味に對しても、攝取食の種類に對すると同じく、常に變化する様に調理すべきである。同一の食品即ち攝取食の種類は同一であつても、これに對する香味の賦與方法を變化するときは、吾人の食慾は亢進され、榮養上効果多いものである。故に攝取食の變化の項で述べた様に、刑務所に於て、同一の食品を止むを得ず使用しなければならぬ様な場合には、出來得る限りこの香味の變化に意を用ふべきである。この様にする場合に、榮養上顯著な効果を齎すことが出来るのである。これ保健技師の最も意を用ふべき一事項である。

(D) 攝取食の溫度

攝取食の溫度も亦、吾人の消化作用に、重要な關係を有つてをるものである。攝取食が、過熱過冷であるときには、消化器系統殊に齒牙及び口腔に直接障礙を及ぼすばかりでな

く消化液のフェルメントの作用を抑壓するのである。従つて、消化作用を障碍する結果となるのである。

又た冬期に寒冷に過ぎた食物、夏期に暑熱に過ぎた食物を、支給せられたならば著しく食慾を減退し消化液の分泌を減少するのである。故に攝取食の温度は出来る限り注意すべきである。攝取食の變化に乏しく又香味に衰へた様な場合にも、其攝取食の温度が好適温度であつたならば、如上の欠點を補つて餘りある場合が少くないのである。然らば、攝取の好適温度は、如何んといふに、清冷なるを要するものは、攝氏の九—一二度、温暖なるを要するものは、攝氏の四十一—四十五度である。これ等の温度は普通の家庭に於ては、困難なく達せられるのであるが、共同厨房で多量栄養を行ふところでは、容易でないのである。殊に冬期に於て、最も困難なのである。のみならず、刑務所の様に暖房設備が不完全で、食事を行ふ場所の廣範な場合には、眞に苦痛である。故にこの攝取食の温度に就いては、保健技師は出来る限り考慮すべきである。

(E) 攝取食の硬度

攝取食には柔軟で全々咀嚼を要しないものから、硬固で齒牙の全々立たないもの迄ある。然らば柔軟で全々咀嚼を要しないものばかりで栄養は完全に保持されるかといふに、是は不可能である。又た硬固で齒牙の全々立たない物ばかりで、栄養は完全に保持されるかといふに、是れ亦勿論不可能である。如何んとなれば、吾人の消化液に、適切な咀嚼によつ

て、適度に分泌せられ、従つて消化作用も適當に行はれるからである。即ち咀嚼を要しなければ消化液の分泌は僅少で而も攝取食の内部に侵入することは不完全である。又た咀嚼が出来ない程硬固であれば、直接齒牙を障碍するのみならず、消化液は全々其食品の内部に侵入することは出来ないのである。故に消化現象は最も不完全となり、栄養上不良な結果となるのである。さて低廉なる食費で、購入し得る食品には、硬固なるものが多いのは、數の免れ得ない所である。故に刑務所食の様な場合に、あつては、出来る限り、この攝取食の硬度に、注意すべきである。文化の進んだ今日に、あつては、硬い食品を柔軟にすることによつて、栄養上有利なものに、出来る限り利用する様主張するのも、又保健技師の任務である。

(F) 攝取食の食器

食物を攝取するに當つて吾人は、是非共食器を用ひなければならぬ。これは勿論食物ではない爲め、直接栄養價に關係はないのであるが、栄養上には、多少の關係はあるのである。昔の様に、食器が銅鉛等の有毒物質で作製せられておつた時代には、食器に基く中毒は、最も危険なものであつたのであるが、今日に於てはこの様な方面に就いては、健康上に、殆んど憂慮すべき價値はないと信ずる。故に、今日の食器は、幾分なりとも食物を美化する性質のものを撰びたい。これ食慾を亢進するの一助となるからである。又食器は、温の傳導の不良なものを撰びたい。これ多量栄養の際にあつては、攝取食の温度の放散を防

ぐからである。又食器は堅固で消毒に、耐ゆるものを選びたい。これ多量栄養の際にあつては食器の取扱上と衛生上とに於て、便利であるからである。この食器についても注意する様でなければ保健技師の職務は全うせられないのである。

(G) 攝取食の献立

攝取食の献立とは、攝取する副菜品種の配列組合せを、茲に云ふのである。副菜品種には脂肪質に富むもの、蛋白質に富むもの、含水炭素に富むもの、酸類に富むもの、鹽類に富むもの等種々あるのである。故に、此等の組合せが不適當であつて、例へば脂肪質に富む副菜のみであるとか又は反對に酸類に富む副菜のみである様なときには、食慾は障礙せられ、消化液の分泌は減少し、栄養上有害である。この現象は一食事の献立に於てのみならず、一日の献立、一句の献立に於ても同様である。又攝取食の献立にあつては、主食と副食品との割合に就ても、注意すべきである。副食品の量の少ないときは主食を完全に攝取することが出来ない様な場合もあるのである。通常は副食品は主食物の一―二割であるが、刑務所食に於ては副食品は主食物に比して少ない様な場合が少くない様である。これ等も保健技師として周到に觀察せねばならない所である。

音楽教化の理論及實際

近 藤 亮 雅

人生と音楽との關係―音楽のない人生は錯誤である―音楽は人生から疲労と汚れとを除く―音楽の心身に及ぼす影響―インフイニチイの空をのぞかせる―端的に「純真性」の顯現―圓滿なる心情の發達と向上心の涵養―収容者に対する音楽的影響―ニュートークアリズンアンシェーションの年報―収容者自らの告白―音楽教化の實際―好きコンデイションに於て―和樂洋樂の對比―音楽のコスモポリタニズム―演奏に關する希望。

一、人生と音楽との關係

人間生活に音楽がどんな役目をするかと云ふ問題は、今爰で論ずる必要のないほど、人々が實感してゐると私は認めてゐる。しかし、音楽などを聞いたつて腹がふくれるものぢやないし、何の役にも立つものではないか。云ふ議論もあることだから、一應は人生と音楽との關係

も述べねば、音楽教化の話が引出せないことにならぬ。音楽は無論「腹のふくれる」ものではない、しかし「腹をふくらす」位の簡単なことではない大きな役目と効果を持つてゐることを知らねばならぬ。一體「腹をふくらす」ことが人生の全體であるかの如く考へてゐる所謂俗物と稱せらるものには音楽などは何の必要もないだらう。それは別段不思議でも何でもない、さう云ふ人の考へてゐる人生と吾々の所謂人生とは認識の範疇が異つてゐるのだから。

ところでさうした議論にかゝり合つてゐる暇を持たない吾々は直に人生と音楽との關係について、やかましくで難解な言葉使ひをするニ―チエがビゼーの「カルメン」

を一度ならず四度迄も聞いてから、「音楽のない人生は錯誤である——失敗である」と友に書いたことを注意したい。これは丁度宗教が人生には必要か否かと云ふ問題に逢著した時ある人は「人生に宗教などは全然入用はない」と云ふだらうし、又ある人は「宗教は人生につきものだ、入用はないと云ふのは君がたゞ宗教的に目覚めないだけのことである」と云ふであらう。この場合に於ける後者のことはば直ちに今の音楽が人生に如何に役立つかを説明するものと云へるであらう。

先に私は本誌上に於て述べたことであるが、藝術もない音楽もない世界が如何に殺風景な住むに堪へられない國土であるかを覺つたのは、かの大震災の時であつた。

そして音楽が如何に人々を勢づけ、精神的の慰安と興奮とを與へるものであるかを實感したのはその時であつた。吾々市民は軍樂隊の奏樂を聞いて心おのき武者振が起るのを禁じ得なかつた。

人生には「疲勞」がある。汚れがある。その「疲勞」

力の人々に與へるものである。

人々は音楽によつて、もろくの雜念を忘れる、あらゆる邪惡や忘念から離脱せしめられる。そしてたゞ純な率直な心情を湧起せしむる。その時人々はたゞ崇高な理想に生き、インフキニテイ(無窮)の窓をのぞくやうになる。神と人とのコミュニケーションが現出するやうにもなる。

音楽を教育の中にとり入れたのは、遠きギリシヤ時代に始まつてゐる。それほど音楽の必要は古い昔から認められてゐた。音楽の教育上に於ける位置は實に重要であつて、崇高なる心情の陶冶、優美なる情操の涵養には音楽の與へる感化力が非常に偉大である。

知的教育による道德的修養、即ち倫理修身科目によつて「美」の觀念を扶植することは無論必要ではあるが、それよりも音楽は端的に直感的にかくれてゐる「純眞性」を顯現せしめ又はエチケートすることに効果あることを認めずにはゐられぬ。

を慰して人々をリクリエートし、その「汚れ」を除いて人生を清めるものは音楽である。人生には「進展向上」がなければならぬ。その爲には人々は音楽によつて奥へ向ふ力を與へられ勢づけられる必要がある。あらゆる愛ひを拂ひ、あらゆる汚れを拭ふて、精神自ら爽快となり、心自ら奮ひて、「淨土顯現」の大成を成就するために精進する。

ルーテルは云つてゐる「それは惡魔を拂ひ、人をして喜悅に満たしめる。音楽によつて人は憤怒と淫蕩と驕慢と一切の邪念を忘れる。音楽は我等をして更に和順に更に謙讓ならしめる。音楽は天啓である。天に在るエンゼルの語である」と。

二、音楽の心身に及ぼす影響

音楽は單に娛樂の役目をのみするものではない。娛樂の外に教化の目的を立派に果すものである。娛樂は人々の心を娛ましめリクリエートするものであるが、音楽はそれ以上に、崇高なる純眞性をエチケートして神の

音楽の効果は直接的である。動物にでも嬰兒にでも又精神に異状ある者にでも音楽は受け入れられる。そして、「ことば」などによつては容易に得られない感情の沈靜統合が端的に行はれるのである。

又音楽の効果は經驗的で根本的である。心理的に非常に反應があるやうに見えなくても、それが根強く心理的影響を及ぼしてゐることを知らねばならぬ。著しくはないが深刻に影響されてゐるから、演説などによつた感動とは違ひ、稀薄な漠然たるものゝやうであつて、然も深刻に印象的に影響されるので、結果に於ては却つていゝ場合がある。

感情の圓滿なる發達には特に音楽の必要を認める。知的教育では何うも感情の統制調和を策することはむづかしい。花を見ることも情的教養には役に立つだらう。美しい畫を鑑賞することもいゝだらう。けれども音楽の如く端的にエフエクティブではあるまい。

粗野な兇暴な性質を、温順な圓滿な性質にかへること

は、普通の教化方法では容易なことではなからう。がしかし之を音楽の力に俟つ時は割合に苦勞せずになし遂げうるものである。それは、兇暴な動物にラヂオ音楽を聞かしめ、又は女優をして獨唱せしむるときは、兇暴性を捨て、上機嫌で快適の狀態を呈するに見てわかるであらう。

三、收容者に對する音楽的影響

現在の刑務所は昔のそのやうに「色」や「音」には餓えてはゐないだらう。しかし何と云つて、拘禁生活は「色」や「音」や「香」に恵まれてゐるとは云はれない。その爲に拘禁者は非常に感情がデリケートになる。いづこよりともなきおしろい花の香をかいで非常に感情をかき亂されたと云ふのを見てそれがわかる。彼等は「色」に餓えてゐる、「香」に餓えてゐる、殊に「香」に餓えてゐる。

彼等は生れながらにして持つてゐた美しい温情を殺してしまつてゐる。それがまた拘禁生活によつて餘計に壓へられてしまつて出やうにも出ないのである。つまり人間性の眞實と善良と優美な方面は全然隠れてしまつ

て、たゞ悪い暗い汚い方面のみが表に出てゐるのである。刑務所に於ける教化は、かうした前者の人間性をエヂュケートすることに努力して後者の如き人間性のおき去りにされんことを目的としてゐる。

然るに實際に於て拘禁生活者は、折角持合せてゐる、人間性の美はしさや、潤ひまでも奪ひ去らうとする傾がある。たゞ行刑の峻嚴さのみ見せてゐる處、又は作業獎勵をのみ眼目として教化的に時間を過さるゝことを惜むところに於て、反面にはかうした行刑上由々しき惡結果を來してゐるのである。それでなくてさへ、彼等は一般的に云つて特殊の心理を持つてゐる、それが拘禁生活中にノルマルになるやうにするのが教化の目的であるのに、その特殊性をより濃厚にするやうでは行刑の弊害を唱へねばならぬではないか。

感情教育に意を用ひてゐる刑務所では、花卉を栽培し、花鉢花瓶を隨所に置いて眼をたのしませ、繪畫を展覽せしめて色彩の單調さを補ふと云ふ風にしてゐるが、未だ心中に潜在する天稟の美性をエヂュケートするのが音楽教化を刑務所に入れた目的である。

◆趣味と希望とを奪ひ去られた様な寂寥な枯淡な生活の中に尙且清新な生命と偉大な向上心と不退轉の努力を見出して行かうとする哀れな嗚きは一番に喇叭に向つて緊張の精神と敬虔な態度とによつて捧げられたのであります。法の命するまゝに、孜孜として星に出で星に還る哀れな人々には今日の一日が如何に期待せられたこととせう。

◆少年のときより一家打揃つて蓄音機を聞いて來たが、今受刑者の身を以て聞くのとは非常な相違であつて、先きには只娯樂的に今は自己修養の動機を與へて下されたことを喜びます。

◆蓄音器による教化はそれが聴感によるものだけに頗る感銘が深いのであります：寂莫無聊に憫んでゐる罪囚をして一種の詩美の郷に誘ひ、眞に穢れた心の塵を掃蕩するものであります。

◆又吾等をして一種の超自然的な、或る絶對者たる神佛に接する時のやうな、然も崇高にして純眞なインスピレーションを引き起さしめるもので、如何なる悪人の私等もその教化によつて天真爛漫たる幼兒に復歸致します。

◆先第一に起つた感想は萬美の觀念とでも申しませうか、何と

だ「音」による教化に意を用ひてゐるところは少ない。と云ふのは音楽教化が我國の刑務所に入れられたのは極く最近のことであるからであらう。

これに關し米國の狀況を知る爲に紐育のブリズンアツシエーションの年報にデウォール氏が報告するところを抄録して見ると「刑政」第三十八卷第一號参照「音楽教化の原理として二つを擧げてゐる。

(一)音楽が身體精神並に道德上の建造を助成するが如きプログラムに従ひ建設的にして協調的な勢力に對する判裁力として作用する場合には、矯正上一箇の位地を占むべきものである。

(二)音楽の演奏は犯罪行爲のため官憲によりて拘禁せられたる男子女子並に少年のために單に娯樂となるの意義に於て供せらるゝものにあらず、審美的訓練と協調的精神とに従ひ、よりよき自己」を表現する爲に精神を統一するの誘因並に機會として此等の不幸にも不鍛練なる人々に授けらるゝものである。

この原理に示すが如く收容者の再生の本當な手段として單にリクエークションとして、音楽を與へるばかりでな

も云へぬ一種の高尙美なる美感が起りました。永く獨居房にばかりて、何等變つた音聲をも耳にせず、自ら不快愛憎の思ひが胸中に蓄つてゐた折に、かの微妙なる音楽を聞いた時は神聖潔淨として懐中一點の邪念なく、一時に心の汚れを洗ひさられたやうにすがすがしい感じが致しました。

この教節の感想文より見るときは刑務所に於ける音楽教化が如何に收容者の心情に好影響を及ぼし、先に叙べたる如き心情のリクリエートばかりでなく、神の力を與へしめ善への進展に勇氣づけるものであるか、明かに了解出来るであらう。

「音楽の尊いのは地上の一切の汚れたものを忘却せしむる力を有つてゐるからである。自らの愚かさから、此等のインスチテュションに收容せられた憐むべき人の子が、妙なるメロディに耳を傾けることによつて、地上一切の罪も報ひも忘れ果て、清い高い絶對無窮のあるもの、之を神と云ふも理想と云ふも、眞と云ひ美と云ひ自由と云ふも總て人々の勝手である」と一つになる

教化にレコード音楽を採用することの便宜さを首肯せしめる。米國の刑務所や矯正院でビクター會社から器械とレコードの寄贈を受けてゐるところも可なりあるらしい。

音楽教化の實際上何よりも望むべきことはよりよき感動を得ることである。そのためには聴かしむべき音楽が優秀なものでなければならぬこと、成績好く演奏せられねばならぬこと演奏者の技術が巧くなければならぬばかりでなく、演奏が理想的に行はれねばならぬ事を要する。こんな注文に對して果して我國の刑務所が應じ得るだらうか、即ち立派な音楽を見出し得ることは出来ても、立派な技術者を招聘することは經費及場所の關係上殆ど不可能である。又演奏に當つてコンディションが非常に悪い。此困難から救はれるには、レコード音楽より外に道がない。レコード音楽なれば、泰西の名曲、巨匠の大演奏にしても容易に聴くことが出来る。又邦樂にしても琵琶、淨瑠璃、浪花節、琴曲と云ふ風に自由に聴くことが

ことが出来たならば、それで、それだけで、音楽の任務は大部分満たされたのである。」

(デウォールの言—一九二三年経育監獄協會年報参照)

四、音楽教化の實際

さてその音楽教化を實際的に行ふには如何なる方法によるべきか。米國邊りでは最初唱歌によつて、——主として宗教的色彩を帯びて、讚美歌の誦唱をやつてゐたさうであるが、これでさへ非常な感銘であつたと。これは恰も我國に於て國歌の合唱を許した時の感激と同じであらう。

又ある處ではオーケストラ或はバンドを組織されてゐるが、それも出来ないところでは、レコード音楽を採用してゐる。レコード音楽は容易にしかも殆ど完全に音楽教化の目的を達し得るの便宜がある。ビクター、コロムビア等の會社によつて提供された世界的大家の演奏はもとより、殆ど實際に近きまでに管絃樂團の演奏を聞かれると云ふ工合に容易に立派な音楽を聴き得ることは音楽

出来る。そこでレコード音楽が音楽教化の一手段として採用されるに至つたのである。

最初は主として和製のレコードの中より選定し、又俗耳に入り易き、聴き慣れたものから始めたが、これは所謂在來から蓄音器音楽の範疇を出でず、節物を主として選んだのである。しかし、これは寧ろ音楽教化の趣旨に反するものにして矢張り歌詞を節づけて謳ふものではなく、リズムのみで表現した西洋風の音楽の教化上効果多きを認め、今後の選定は節物は中止されるやうに聞いてゐる。

五、和樂洋樂の對比

洋樂は理解し難く、隨て感銘の度は薄いから、レコード選定に洋樂を入れることは考慮されたいと云ふ希望は屢々聞く。先頃の刑務所長會議にも各地でさう云ふ希望が述べられたさうである。これは刑務所ばかりではない。放送局でも、又一般の人々の間にも唱へられることで、別段めづらしくもない。實に尤もらしい希望である。一

應異論のないところである。

わからない洋楽よりも浪花節の方が余程親しみ深く感動も多いには違ひなからう。しかし司法省が音楽教化を施行した理由は音楽による教化であつて、浪花節なんかを刑務所でやらせやうと云ふのでは毛頭ない。玲亮たるメロディが人の心の琴線をはせて端的に教化的効果をあらはすことに目をつけたからである。

洋楽はわからない、浪花節や義太夫でなければ駄目だと云ふ議論を一應うけ容れても、それは洋楽などの入らない先の時代の人の云ふことで、現代人は却つてその反對に浪花節や義太夫などは開目わからない。洋楽ならばリズムそのものの、心的影響をうけて音楽効果を享受することが出来ると云ふだらう。

元來日本の音楽は古いものから云へば梵唄聲明から發展した琵琶歌、義太夫、一節節、富本、河東、長唄、清元と數へればなか／＼あるが、皆歌詞を本作としてこれに伴奏的に樂が奏されるのであるから、語り物として價値が

あるが、メロディのみの音楽としては一向取るゝろはない。たゞ韓土から渡來した雅樂や尺八が言葉のない音楽として唯一のものである。惜しいことに日本の樂を聞いてシンフォニーを聞く時のやうな感情の深さや、喜悲い

ろ／＼の感情のせまつて來るのを覚えたいではないか。邦樂の中にも偉大な藝術があるがこれらは言葉聞いてこそ理解されるが、ペエドローベンのシンフォニーのやうにその切々たる哀音が人の悩みを訴へ、心霊の深刻な悶へを表現するのはまるで違つてゐるから、語りものとしては立派かも知れぬが、結果としての感銘の度は淺薄である。

洋楽がわからないと云ふのは最初だけのことである。今まで聞いたこともない旋律が奏せられるのだから、わからないのがあたりまへである。選定者に於てもそれは承知してゐる。然し今少し辛棒して、曲目の大意を説明し洋楽を聴くことに慣らしさへすれば、きつと洋樂の方を好み、シンフォニーなどの深刻なトーンに感銘を有

音樂の進化及其實

つやうになるに違ひない。浪花節が歡迎されるやうに

なるのは浪花節と云ふものに親しんだものが多いからのこと、その爲に浪花節なら喜ぶがそれは娛樂として喜んでゐるのだから、すぐ飽て新しいものを求めるのである。教化的に見るならば極めて淺薄なもので重大に視る必要のない傾向である。しかるに今少時辛棒して洋樂の

名曲を注意して立派に演奏する時には、彼等も必ずやその偉大なリズムの波に琴線を打ちつけられて心酔するに至るだらう。現に東京などでは市役所が日比谷公園に毎週管絃樂を演奏せしめ、各映画館には專屬のオーケストラがあつて市民は知らず／＼の間に洋樂にしたしんでしまつた。その爲今ではどんな會にも必ずオーケストラが奏樂をなし又熱心にそれを聞いて楽しんでゐる。今や洋樂は立派に市民の生活に融合し市民の心を捉らへてゐると云ひ得る。殊に又近頃はラヂオによりて放送される曲目は多く洋樂であるが、人々は喜んでそのメロディを聴いて心をおどらせてゐる。大きく云はゞ日本國民は何ん

なものであるも理解し咀嚼し得る國民である。音樂の如くコマボリテイクなものは殊に咀嚼するに困難はない。

感想録を見ても矢張りリズムカルなものの方が感銘が深いと云ふものが大分あるし、ある刑務所などでも洋樂は駄目だと認め又受け入れられなかつたのが、試験の結果今日では節物の淺薄さを好まず、リズムカルなもの、深い永續的な感銘を好むとの事である。兎に角注意深く眞に洋樂の味の出るやうに周到な遣方で演奏すればきつと、眞の味を解し得て満足な効果を得られると信ずる。

六、演奏に關する希望

音樂を聞く時には非常にコンディションをよくして、先づ聴衆をコンフォダブルに置かねばならぬ。即ち演奏會場の氣分をやはらかにして、聴衆の心地の平靜率直なることを要する。氣がいら／＼してゐたり靜座してゐることを好まなかつたりして、音樂などを受け入れるに非常

ひ、特に演奏場と云ふものは建築上にも特別のプランを持つてゐる位だから、音楽堂でなく劇場を使用するときにも夜間なれば、夜間の方がいゝとしたがつて照明装置も考慮し夏ならば冷却装置、冬ならば暖房装置に注意して、聴衆の感應を好適ならしめると同時に統一集注せしめるやうにする。即ち一應照明を消し、後柔らかな夢幻的な青い光をステーチに投げ、幽玄の境より奏樂が聞えて来るやうにするものである。だから刑務所に於ても出来る限り、ゆつくりした時に温度を調節して氣持よく聞かせることを心掛けられたい。

現在に於ては講堂に集めて總集教誨の際に二三枚演奏したり、作業休憩時間を利用してやつたりしてゐるやうであるが、實際上に於てレコードの選定されたものが少く思ふやうにはプログラムを組めないであらうが、音楽教化を本當にやるには、何うしても今のやうなお座なりの遺方では仕様がなない。規則もやかましいであらうし、作業能率を上げることも必要であらうが、しかし温い調和

された人間性を作り上げることはより大切なことであらう。こゝに於てか私の希望としては、

演奏會風のやり方

としては普通の音楽會のやうに番組を組む必要がある。例へば「東洋の夕」とでも題して、東洋風の今までの選定されたものでは、「六段」「梅の春」「太湖船」「千鳥の曲」「Turkish March」「Caseo's Galop」「長久の春」「羽衣」と云ふ風なものを適宜にならべてプログラムを作つては何うだらうか。或は名匠のものばかりを集めて、例へば「ベートウベン」の「夕」としたり、或はシンフォニーばかりを集めてプログラムを作つたり、ワルツばかりを並べて見たり、ロシア、スペイン、イタリー、と云ふ風に國の情調をあらはすやうな曲目を並べて興味を帯びさせて聞かせるやうにする。或は「邦樂の夕」で日本音楽ものばかりをやるのもいゝでせう。或は又ハイフェツ、クライスラー、サラサーテ、ジンパリストの如きバイオリンソロばかりを集めてもよからうと思ふ。それは今のまゝでは一寸困難ではあるが近

く發表されるレコードが手に入れば殆ど出来るかと思ふかう云ふ風にすれば洋樂は決して飽きるものでない、殊に名曲は何度でも聞けば聞くほど味の出るものであるから、今後二三回の推薦に於て、打切つていゝかと思ふ。(經費も舶來品は高價ではあるが、和製の數回かけて駄目になるものから見れば結局は經濟的であり、又效果の點から云へば高くても買はねばならぬ)。

講演の色どりとする

總集教誨の前に精神を落ち着かせる爲めに、靜かなヴァイオリンものをやることは有効である、或は式日にそれに適當したものを添へることも面白いと思ふ。例へば動行の後に、しんみりした曲目「Trimmeret」か「A Dream」かをかけて、次に講演を始める、それから後にジンパリストの「Legende」などはもつて來いのもであらう。そんな風にすれば、非常にレコードの有難味も出で、又講演も引立つて來るに違ひない。現に都市に於て行はるゝ講演會は必ず音楽

はつきものである。

林間コンサート

これは夏期構内の林間を利用して、愉快な曲目をえらんでやる。涼風にふかれて玲亮たる翠の首に接すれば炎暑を忘れ、現在の痛苦を忘れ(それは困ると云ふかしのれないが、忘れさせるやうにするといゝと思ふ)人間らしい氣分にならせることは必ずいゝ結果をもたらせるに違ひない。

月明コンサート

月夜を利用してコンサートをやる、これは自然によつて恵まれた良好なコンディションで、誰でも月夜と云ふものはセンチメンタルになるものであるから、この機會を利用して演奏をやるのであるが、事實上戒饉に差支を生ずるであらうから、月夜居房にあるまゝで放送する、房翼の外側又は廊下で適當なものを放送する、さうすれば、月明の下に庭に出で、聞くのとやゝ近い感動を得るであらう。

起床時の放送

まだやつてはゐないが、誰でも朝と云ふものは氣持のいゝものである。殊に刑務所の起床時間は早いから、勢づけゝ工場に送り込む爲めにも勇まし

「曲を放送すればい」と思ふ。起床の合圖と共に「The Forge in the forest」だの、各種のマーチ、「William Tell (Finale)」か「Polonaise Militaire」などが適當であらう。

就寝時の放送

眠る時が来る、苦惱ある者にとつては人々の眠る時が苦痛でもあらう。かう云ふ者には安らかな眠りを與へるために、又一日作業に精勵して靜かに反省するの機會なき者を、冥想に導き、心靜かに過去現在並に將來を思はしめるために、主としてヴァイオリンの名曲か、オーケストラならば極く靜かなものを選んで放送すること、川越少年刑務所で「感謝の歌」と云ふのを就寝時に歌はしてゐるが、之は非常に効果があると云ふが、それ以上に吾々は期待して居る。數年前臺中刑務所長は就寝時に自分の夫人をして廊下に於てオルガンを演奏せしめたところ、非常な感動を與へたと云ふことであ

るに見ても。

以上極く大体ではあるが、音楽教化を理論的に考察し、實際的方面では少し理想論が入つたかも知れぬが、大して空想的ではないと思つてゐる。少しく融通さへすれば、立派に行ひ得ることと思ふ。折角文化的な音楽教化と云ふ進んだことが刑務所に於て行はれるやうなつたのだから、その完全な効果を得るために、試験時代から本當の本論に入つて刑政の進展を計り度いと思ひ、愚論を敢て掲載したのである。願くば叱正と教示を賜はらんことを。

愛はそれ自らが究極である。あらゆる他のものは「なぜ」といふ疑問を以て我等にその理由を求めると、我等が「私は愛す」と言ふとき、そこに最早「なぜ」を挟む餘地がない。それはそれ自ら答へてある。

防」の意義をやはり「獄」の字がふくんで居る

鄭玄周は「禮記」の「刑者側也一成也一成不可變故君子盡心」の刑を註して、刑正人之法也と云つてゐる。

犴は「井星に應じ胡孤」である。狀は孤に似て黑身で、身の丈が七尺、頭に角が一本あり、老よると鱗が出来てくる。而して虎豹蛟龍鋼鐵を喰ふといふのだから、豪氣なもので、たとひ人間が進化し、軍艦をのんだり、砂利を食つたりするくらい人間が出来たとしても、向ふをはるに充分であらう。のちこの犴のかはりに、臬刑の人間の首がかへられた。がこの威嚇の効果は甚大なもので、監獄といへば、鬼の住家の如く、思惟され「鬼」と「罪人」は、ひとつのものの別相といふより、感じでは、一つのものゝようになされてしまつたほど、それは、目的が、完成された。而て其は終に犯罪人は、人間の性能を越へて、惡魔的なある呪力をさへもつように、觀念され、その血や骨が或る「まじない」の魔力を有し、「マヨケ」に

資料

談獄夢語

エー生

鳥獸のうちにも刑罰はある。だが之を繋いで囚とするやうな獄なるものもつてゐないらしい。

萬物の靈長たる人間でも、すつとのちになりてから、出來たので、支那では、舜の皋陶廷尉が、初めて之を作つたと云はれてゐる。夏の時代には、「夏台」と稱し、商の時代には「羑里」と稱し、周の世には「囹圄」と之を名けた。

「獄」の字は、二犬に従ふを云ひ、よく守ることを、顯はしてゐる。古犴犬を犯人の拘禁所に造り、口を張らし、罪人を食はしめる相を標して、威嚇すると共に、一般の人間を制御した。「一般を予防すると共に」「特別予

までされる、神秘的なものとされて終つた。而して「罪人をきつた所」葬つた所に、或る崇りをするやうなきみのわるい呪ひが秘められてゐるよう感ずるのは、科學の進歩した現代ですら、かなり濃厚な俗信となりてゐる。あのB伯爵夫人の肉や骨や血までが、群集によりてもちさられた如きも、敢て外國ばかりでなく、一般的なものであることは、吾人の等しく認めるところである。

支那でこの監獄の文獻に見えてゐるのは、周代で、禮記大司寇の許に、大司寇以三圍土一聚三教罷民一凡害レ人者實之圍土二而施三職事焉一以三明明刑一恥レ之其能改者反三干中國不レ齒三年其不能レ改而出三圍土二者殺一とあるのが古いらしい。

監獄は、法律學から、嚴密に解釋すると、自由刑執行により起るものかもしれないが、上代でも、強ち、取調中即ち拘留監禁類のものばかりでなく、この圍土の如きも、罷民即ち犯罪者を拘禁し晝間は作業を課し、夜間は、拘禁し、自由を奪ひ、改悔の状態あるものは、惣土

に飯し、改悔の情なきものは之を不定期的に拘禁し、逃走したものは、死刑に處せられたのである。我國でも、法要至要抄や、金玉掌中鈔即ち北條氏時代の刑罰法規には、獄に拘禁し、期満ちて放還する禁獄の制を設けてゐる。

蓋し、刑罰は、一般的には治世の爲めに生れたものである。この意味に於て、罪は人が、造り出したものである。強盜ににしても、戦争のとき、相手の部族や、敵のを強奪すれば、榮譽ある行爲である。また私有財産制がなければ窃盜罪も多くは、構成せぬ。部族の統一が生じ、制度が、必要とされて、それに適應したいろんな集團維持の規約が設けられる。

故に、刑罰は、本能及衝動によりて、科せられるときには、憤怒復仇の觀念を伴ふが、理性に於て反省されるときには、その反社會的な集團的生活の脅威を、除去すべし、觀念を引きおこす。従つて、刑罰は、その時代

の思潮や、風俗や、其集團の歴史的素質に、多大の影響をもちてゐることを見逃すことは、出来ぬ。

支那古代には、墨刑、劓刑、官刑、刖刑などがあつた殷の時代には、市上で、犯人を棄てたこともあつた。流刑もあり、公民としての取扱を、刑余者には、なまなかつた。又窮乏しても助けなかつたらしい。

虞舜のとき、治世五行に配して、五刑三千條をつくつた。

火	墨刑	黥をいれて墨す	正法一百
木	劓刑	鼻を截る	正法五十
金	刑刑	趾を截る	正法一百
水	宮刑	勢を割き陰を閉づ	正法三十
土	大辟	死	刑刑三百

之は肉刑又は典刑と稱せられるもので、だいぶん、應報的である。が、漢の文帝のとき、こうした肉体の刑は殘酷で、一生、浮ばれない。刑は、懲惡勸善で、悪いこ

とを直せばいゝといふ、新しい愛の眸から、苜杖徒流死の五刑を定め、景帝のとき

- 答刑は、一〇から一五
- 杖刑は、六〇から一〇〇
- 徒刑は、一年、一年半、二年、二年半、三年の五等として奴婢として使ふ

流刑は、邊境に置し二〇〇〇里、二五〇〇里、三〇〇〇里の三等とし

死刑は、斬殺するといふ數法を定めた。

處が、后周になると斬殺だけでは、どうも同じ殺すにしても斷罪の公平をかくといふので

- 一、磔 即ち磔けにする
- 二、絞 即ち倒まにつるしあげて殺す
- 三、斬 即ち手足頭をきつて殺す
- 四、梟 首級を獄門の木にかけてさらす
- 五、裂 縲裂にする

といふおそろしい威嚇を加へた刑を定めた。

獄といふ名がはつきりしだしたのもこのころからであらう。

我國民は殊に、その建國當初から「神」を中心に生活してゐた。所謂、天孫民族を、本流として、祭政一致し、一部族の祖神を崇拜し統治の威源となしてゐた。

而て、原始にあつては、「農業」は、知らなかつたらしいが、武力において秀で、所謂素朴な土民を、よく征服したから、上下和順し、恰も一大家族の、親和力を以て統制を完じ、異種族相争の悲惨は、余りみられなかつたのである。

勿論戦争や争鬪はなかつた。がそうして反逆は誅戮された。天孫降臨のとき、武甕槌が不順を誅し、神武天皇が東征のとき凶徒を戮し、爾來百六十餘年間は刑罰を用ひた記録はないが、崇神天皇のとき、四道將軍を派遣し重仁天皇のとき、皇后の兄狹禰彥をせめ、景行天皇が、熊襲を親征されたが如き、崇神天皇より應神帝に至る七代四百年間は不順を征し叛逆の徒を誅されたこと

その關係は、密接で道德を冒すことが、そのまゝ神意を冒すことで、而して同族間で、「人間」を自己の神のうち認められたことは犯罪は、人間の自由意志に基くものでなく、神意に逆く、悪靈の所爲だとして取扱はれた。故にその行爲は、悪魔のしからしむる處であるから、之を祓ひ、清むれば、之を除くに充分であると信じた。復讐的應報觀念は、すつとのちのことである。

「日本紀」によると、須佐之男尊は、千坐置戸を科せられた。群神評儀のうえに、かく定められたので、暴君的な専斷ではない。而して爪髪を祓いて、神に謝したのも、后世の「目にて目をつなぐなふ」といつた贖罪ではない。只だ重い罪の祓ひである。

而して之は、全般にわたつた思想で「ハラヒ」には
一、解除する料に用ひる品を留させるものと、
二、身に漬れがあつたとき汚れたものを棄てさせるものとがあつた。

伊邪那伎の尊が、夜見の國にいつたとき、その身の汚

とは、屢々あつた。けれど、その内面的統一は、かなり安寧に保持されてゐたらしく、この戦征も、争鬪本能の如き人間性の衝動からであるといふより、種族の共同的五助精神に起因する共同の領土を獲得し保護し、以て、祖神の意を、顯示するためであつたといふ方が眞實である。

蓋し殘虐な行爲は、習慣と不文律の力に基くので、現今のエスキモー人の如きも、共産互助の部族精神強く、信實で正義と親愛の情を保持し、風土的關係もあるかも知れないが、喧嘩なることを知らない。

我が古代の人々も、同族であるといふ信仰は、その制裁刑罰において甚だ、親和的な力に支配されてゐた。而して民族的宗教的信仰を、濃厚に有した彼等には、「動物」になつた現代人間が、考知しうる以上に、獨特な刑罰觀念を有してゐた。

而して原始的民族においては、どの社會でも、「法律」と「道德」と「宗教」とは分離してゐないが、我古代もこれを案察の橋の小戸の楕が原で祓をなしたのは、后者の一例である。而してすつとのちまでこの思想はつゞいて延暦二十年五月の太政官符には、大祓の科二八種上祓二五種中祓二二、下祓二二種の解除を出すべき品物の數をのせてゐる罰金贖罪の思想がこゝに醸成されて来る。

而て逆叛罰に誅戮が用ひられたのは、別として、一般に、稼穡を害し齋段を汚し馬を刳にしておとすような罪は「天ツ罪」、傷人、姦淫、毒毒は、「國ツ罪」で各々祓をもつて解除された。然しだん／＼世は末代となると、雜亂する。制度が複雑になる。仁徳天皇より崇峻天皇に至る十七代二七〇年間は、刑罰史から云へば第二期で、この頃になると贖罪、墨刑、徒刑、左降、除名、沒收、流刑、梟刑といつた複雑な刑が出来て来る。

「註」一、徒は、番ハツ、流は、バル、とよむ

一、制度の確立は、中央集權制度が、施行された大化の改新以後

現代の文明開化した人間でも、その日常生活は多く、

動物的な余影をもつて、衝動や本能に支配されてゐる。模倣も服従も、優越欲も、文明推移は、之に基く。

小兒や、野蠻人には、ことに、その力が多量にふくまれてゐる。然し、「生物進化」と「人間文化」の兩史とは全同ではない。そこに、越ゆることの出来ない、異つた史的評價がある。近代人は「人間」を神から引き離して、動物のうちにもその縁を見出した。之が近代人の大発見である。

然し、古代人が、「神」のうちに「人間」の影を認めたとすることは、人間が動物から進化したものであるとしても、系統的連続的のそれでない止揚的廻轉的展開をこゝに貫横的に、「人間」と「動物」との發達を區別する境界線である。従つて、人間独自の「文化」が發存する。而て刑罰の如きも、文化史を、順次逆流すれば、動物的行爲になるといふ論理は、云ふ迄もなく許容しがたい。

支那に於ても、古代に既に、明刑即ち春に大きな方形等がその主なる原因で、この「やつこ」は、品部部典以下の賤民で、諸種の、勞働に従事した。

「神代紀」に、彦火火出見尊が、潮澄瓊を用ひて兄を溺死せしめようとされたとき「汝のヤツコ」になるといふ條件、で殺されることを免れ、「應神紀」に、武内宿禰が、その弟と争ひ探湯をして勝ち才を殺さうとしたのを、紀伊直等之祖に賜ふことを記してゐる。之のヤツコは、少のうちに奴婢とはちがふが、「奴」も一の刑罰史の起源のうちに入れることは、不當ではあるまい。

「雄略紀」には、冒濫者根使主の子孫を沒收し一は皇后の部民に入れ一は茅渟縣主の負養者としたことを記してゐる。

この奴は、總じて云ふと、異種族の嫌疑、財産關係の優劣争鬪の勝敗、等の外的な理由もあるが、また支配の「欲望」といふ本能の所現であり又生産經濟上の必然的所現であり、又特に、犯罪者に對しては集團的哀憐の情から、産れ出たところの階級である。即ち反集團的、行爲は、

の版に罪禍をかき懲ちを省み善を思はせ、改悛の情があるものは、郷土に販し、三年后には、公民たらしめ又輕微なる不良行爲は、文理整然たる石を凝視し改悔せしめ短期司空につかひ懲惡せしむる制度の如きは、上代既にたゞ惡を興へる復仇的觀念からのみによりて生れたものでないことは明かである。

我祓の思想の如きも、宗教學上より見れば、極めて原始的な觀念であるが、生物進化のそれに對比するとき、人間らしい文化價値の充大なものをもつてゐる。

然し、ふるくは、肉體の刑罰は、平民のみに科せられたので、貴族には、及ぼされてゐない。貴族には、極刑は誅刑を加へるが其他は、神に祓除し、或は財産を獻けて贖罪せしめ、或は性氏の資格をうばつた。而して、個人的關係の犯罪は、主として個人的に制裁が加へられ、族長や家長が、多く處置したやうである。が、上古から既に、ローマのスレーブやクリヤンに似た「奴婢」といふ階級はあつた。歸化、征服、争鬪、負債、沒官、犯罪

之を殺戮することが、原始的な人性的行爲であるが、同族的信仰にもとづき、我古代人は、その同族を殺すに忍びざるものがあり、奴婢といふ階級に犯罪人をおいたのである。

而て、この「奴婢」が、農業を建國の基礎においた古代人の賤視する諸工業其他の勞働に従事して、社會的必要なものを生産するに至つたのである。

で、こゝから、更に類推すると、我が、同族間の獄の沿革は、他の、理由もあるがまた、「殺戮」に代ふるに、愛を以てした「人情」が、基礎になりてゐるとも見るこゝとが、出来るやうにも思はれる。

輕大娘を、流刑に處し、殺さなかつたのも、履仲帝のとき仲皇子の亂に阿曇瀆子を囚へ特に死をなめて難を施したのも主としてこの人情に因る。然るに家長制度の發達は、天孫民族への崇敬、被統治の觀念を、漸次薄弱ならしめ、而してそこにある新しい經濟組織を助長してゆくことゝなつた。換言すると、社會的には、征服本能

が、經濟上に分化的に發展して來て、私有財産制が、頗る濃厚になりて來た。奴婢と而してその財産の一部をなすに至つた。

それと同時にその經濟及社會を統治し自己の所有慾生存慾を充足する爲に、いろんな制約が、自然的に生れる。

即ち史的には、「未代的」に、踰躍して行く。

仁徳帝のとき、佐伯直阿俄能胡が、鷓鳥の皇女の玉を奪ひ匿しておいたことがのちに知れ、誅せられるべきであつたのが、私有の地所を獻じて免れ履仲帝のとき、倭直吾子呂が住吉の仲ツ皇子の叛逆に應じ罪を得たとき、その妹日の媛を獻つて罪を免がれ、繼体帝のとき、築紫の磐井が叛してその子が父の罪に坐せんことをおそれて屯倉を獻し阿曇連濱子が仲皇子の叛の爲に墨刑に處せられ海人は倭の蔣代の屯倉に役せられた如きは、新しいエボツクでことに雄略帝のときには、鳥官の禽が犬にかまれて死んだ時その犬の所有者の大和の菟川の郡の飼主は、面に髪を施され、鳥養部とされたときは、明か

に應報を意味すると共に、懲役刑の起源をなしてゐるとも見られる。それと同時にこの當時の、漸く族長及部族の同朋扶助的精神の崩壊を的確に見ることが出来る。

而て、后世行なはれた残酷なる臬刑が奇蹟的にこの時代に表はれ、崇神天皇のとき、鳥捕部民を八段にきり八國に分臬し又武裂帝は、これは、犯罪者にはないが孕婦の腹を割いて其の胎をみわはし、人の指甲をはいで、葛嶺山の羊を堀らせ、人の頭髮ををぬいて樹にのぼし、その樹を引き倒して、落として殺るすが如き、地獄さながらの相が戦慄さされる。雄略帝の代また、かなり残酷なるふるまいがなされてゐるが、こゝに人情頽廢し、同朋意識が鈍くも崩壊し、新しい復興的精神、改革的運動の勃興し來るは、充分な理由のあることである。

この意味で、刑獄の處置の如何は、そのまゝ、純情的親和力の如何をはかる、ペロメーターであらねばならぬ、(尤も愛及憎みを、心理的に考察したとき、その民族又は集團の意志が、その結合力において熾盛なるに比例して、そ

の破壊者に對する感情は、應報を感じる度が強くなりて來るが、然し親和力即ち純心的な同胞感や人道的意志の洗練が加へられてゐるとき、逆にそれは、正比例す。即ち、純情的な同朋感や親和力と、社會的集團意志とは自ら別にせねばならぬ。)然しこれも、文化の必然か、統治

上の必然的所現か、否々犯罪は「人間がつくるものなり、法規を投げ捨てよ、然らばそこに罪はなかるべし矣。」罪を論ぜんとする前吾々は、先づこの「無」の前に禮拜して而してのち方途を講すべきである。

紐育州ウエスチエスター郡立刑務所の自治制度

(Westchester County Penitentiary, N. Y.)

ニューヨーク州ウエスチエスター郡公安部長

ヅキ・エヴエリット・メイシー
V. Everit Macy

(一)

左の一篇は一九二二年合衆國フロリダ州チャツクソンビルに於けるアメリカン・プリズン・アソシエーションの第五十一回例年會議に提出せられたる報告論文である。このウエスチエスター刑務所の設立の最近に關するのと、自治組織による處遇方法の頗る注目し得るものがあるの故に譯出したのである。(K. N.)

ウエスチエスター郡立刑務所の事業を理解するには先づニューヨーク州ウエスチエスター郡の公安部 (Department of Public Welfare) の組織を簡単に説明す

る必要がある。この部は六課に分たれてゐる。(一)五百二十箇のベッドを備へたる病院を有てる衛生課(二)郡立ホーム(County Home)(三)郡立刑務所(三百居房を有す)(四)少年保護課(Department of Child Welfare)(五)郡立農場監(County Farm)(六)中央購買局(Central Purchasing Agency)即ち是れである。郡の所有に屬する土地の面積は五百三十一エーカー(二エーカーは約四段二十歩)で少年保護施設を除いては凡て此等の施設はこの地域内に設けられてゐるのである。少年保護施設は郡の行政廳所在地のホワイト・プレインズに在つて他の施設からは七哩隔つてゐる。(County Home(女刑務所を云)、病院(Hospital)及びプリズンは各自見えないような位置に在つて、鐵道のステーションへの距離は、各自略同じである。各施設にはそれ〴〵獨立の職員が置かれてあつて中央の Commissioner(部長)のオフィスを通じての外各課間には何等の聯絡はないのである。

各種の施設の地理上の位置のために刑務所が局の財政部面に最も必要な役割を有つてゐる。受刑者は農場、製酪所、並びに中央の火力發電所と分つて使用せられてゐる。尙ほ彼等はあらゆる基礎工事道路工事、小さな建築工事並びに各部施設建築物の修繕に使役さるゝのであつて爲めに刑務所は郡の負擔となるよりもむしろ財源となつてゐるのである。然しかゝる好結果をもたらすことを得たのは實に刑務所を管理する職員の精神と、努力團(Effort League)と稱する受刑者の自治團體の協調によつて然るを得たのである。

ウエスチエスター郡の公安部では、プリズンなるものは單に行刑の施設たるべからずして、一箇の Training school(訓練場)たるべく、且つその被保護者(Wards)をしてプリズン内の經驗によりて Better men より善き人)として社會に復帰せしむることのできなない行刑管理(Prison administration)は失敗である、といふ意見を常に把持してゐるのである。この目的を達成するため

には、先づ第一に、人の爲す有るに足るを信じ、徒らに感傷に墮せしめて固く信念を持し、事に當りて勇氣と忍耐とを有する典獄(Warden)守護監視する人の義)を得なければならぬ。加之典獄は管理當局の支持する管理の原則に對し十分の理解と興味を有し、委ねられたる受刑者(Prisoners)の處遇につき自ら深き責任觀念を有つてゐる看守(Guard)の一團を有つてゐなければならぬのである。受刑者の自治團體(Self-Governing Body)に正しい精神を發達せしめ得るためには大きな型の人物が必要であるけれども、受刑者と刑務所職員(Prison Staff)とが克く一致協力したならば、行刑管理は普通發生するような紛紜、障礙は消滅して、却て之に代つて一致と愉悅と、相互の尊敬と美しい秩序とが生じて來るのである。

ウエスチエスター郡に於ては、かゝる効果を擧げるために、吾人は未だ嘗つて刑務所と何等の關係をも有つてゐなかつた、經驗のある農場經營者(Farmer)や熟練し

た職工の中から、典獄と次では看守の一團を撰み得たのである。然しながらかゝる秀抜な看守を以てしても、單に受刑者の傍に立て作業を監視してゐるだけでは、精神上的の効果が思はしくないことを發見したので、當局は看守をして受刑者の組々の監督職工(Working Foreman)として作業に就かしたためたのである。但し組中に危険なる又は新來のもの、ある場合はこの定めを除外してゐる。當局がその管理方法を實現するに當りて倚賴してゐる所ものは實に箇の現業職員(Working Staff)であつて、箇の一團の職員こそ吾人當局の把持する原則を實現するに必要な欠くべからざるものなのである。吾人の原則は自治(Self-Government)である。而して受刑者間の自治は、單に自治が一箇の試験として行はれたり、又は典獄看守共に受刑者の間に協調の精神を樹立すべき強固なる人格を有つてゐるのでなければ、決して成功するものではないのである。

(二)

我が刑務所管理の組織は二系統より成つてゐる。一つは刑務職員で、一つは受刑者の自治團體である。受刑者はAを最高級として、B、C、Dの四級(Classes)に分たれる。收容の際各受刑者はC級に編入せられる。而して其後の進級落級は一に全く受刑者自身の行状の如何に依るものである。ABCの各級に在つては受刑者は一日幾何かの信用點數を獲得する機會を有つてゐるのである。A級に在つては九點より十點、B級に在つては七點より八點、C級に在つては五點より六點である。D級に於ては信用を得る何等の機會もないので、此の特權を得るためには上級へ進級しなければならぬのである。信用(Points)を得るの道は二つある。一つは受刑者箇人の功績により、一つは組としての行動の佳良なるに因るのである。各受刑者は必ず一箇の組(Group)に編入せられその進級は唯だ獨り受刑者自身の行動によるのみならず、彼の組の各員の行動によるのである。例へば各受刑

者はその居房(Cell)の整理作業の成績等によりて箇人信用を得るけれども、廊下(Corridor)、食堂(Dining Room)集會所(Assembly Hall)又は野球場(Ball Field)に於ける團體行動が不充分であり、或は組中の一人が組を離れ又は逃走を謀つた場合には受刑者は團體信用を失ふのである。この團體信用の眞の目的は人々をして容易に自己と社會との相互關係を理解せしめんがためである。元來大抵の受刑者は餘りに利己的で自己の慾望以外には何等の法則をも認めないものが多いのである。彼等に與へられる團體信用は、近代社會に於ては箇人は孤立するものにあらずして社會の各員は善につけ惡につけ自己を圍繞する人々の行動によつて甚しく影響せらるゝものなることを知らしむるに與つて大いに力があるのである。

此の刑務所に在つては何人も労働を強制せられないのである。然しながら各人は其能力に従つて全力を擧げて勞務に服するの意志なくんば、單に生命をつなぐに足る

もの以外には何物も與へられないといふことを、先づ收容の際言渡されるのである。受刑者が働くことを欲しなければ、自分の居房に棄て置かれて制限された糧食が與へらるゝのである。彼は事實上他の受刑者とは毫も接觸を保つことはできないので、當然努力團の一員ではないのであるから、何等その特權を有つてゐないのである。彼はD級に留まつてゐるので信用點を受け得ないのである。かゝる不利益な位置に長く留まらうとすすものは少いのは當然で、暫時それをやつて見る者があつても、必ずしも労働の費ふべきことを公言して出て來るのであつて、他の受刑者に非常な好感化を與へるのである、固より正規の定めとして、受刑者其人の體力以上の労働を割當てないよう注意が拂はれてゐるのは勿論である。典獄は毎週必ず一回以上全看守を集合して、受刑者箇々の問題を議し進級落級を決定するのである。看守は單に受刑者が自己の分類の範圍内で獲得した信用の點數を割り當てるだけの權限しか有つてゐないのである。受刑

者の進級落級は必ず典獄の商議を経て定まるのである。此の方法によつて受刑者は自分に惡意を含むでゐる看守の短氣な處罰から免かれ得るのである。受刑者も看守も共に公平な審問を受くることを保護されてゐるのである。この刑務所に送られて來る受刑者の刑期は十日間の短期刑より一ケ年の長期刑に及び、尙ほ五百弗の罰金刑のものがある。罰金は一日一弗の割合で労働に代へらるのである。信用點數が短期刑者にも長期刑者にも同じく何等かの用に充てらるゝといふことは甚だ價值あることであるから、當局は六ケ月或はそれ以上の刑期のものに對しては信用點數は刑期の短縮に充てらるゝことに定めたのである。然しこの事は六ケ月以下の刑期のものには法律上適用することはできないので、其者の信用點は一點一セントの割合で現金で拂渡さるゝのである。この信用制を採用する多くの刑務所では一旦與へられた信用點數が紀律違反のため減せらるゝことになつてゐるが、茲で

は信用は贏ち得られなければ、與へられないと同時に一旦與へられれば決して奪はるゝことはないのである。受刑者が己の特権を濫用すれば信用を獲得する権利は下級へ貶下さるゝことによりて減ぜらるゝのであり、又はD級へ落ちて了へば全くその権利を失ふのである。受刑者が六ヶ月間に稼いだ現金の額は少ないものであらうけれども少くとも一文なしの浮浪者にとつては釋放後の數日又は一週を支ふるに足るのである。家のないものが一食の錢もなく一夜の家根代もなくプリズンから出されればどうして自ら支ふるの策を講ずることを期待されよう。

彼は再びプリズンへ歸る外はないのである。ウエスチエスターに於ける分類と報賞との方法は必ずしも自治の形式に待たなければならぬといふのではないので普通の刑務所の管理の形式にも用ひられ得るのである。それは受刑者の間に自尊心を起さしめ、奮つて行を改めんとするの志を鼓舞するためには重要な因子で、且つは至んだ受刑者の心的距離を正しうするに非常

りと認められたるときは何人も入會は自由である。この自衛團は食堂、集會所、廊下、娛樂室 (Recreation Room)、監視、並びに野球場等即監内到處に於て全受刑者の行爲規律について責任を有つてゐるのである。此等の場所には何處にも看守は配置されてゐないのである。

尙ほこのリーグは典獄にあらゆる建言をなす大きな権限を有つてゐるのである。受刑者は何人といへどもたとへ看守附の組の一員なりとも、團の言添へがなければ監外へは一步も出ることはできないのである。團は屠場の手傳、酪農夫 (Dairyman)、聯者御者 (Teamster)、大工

(Carpenter)、パン焼き (Baker) 並にペンキ職 (Painter) として働く凡ての受刑者を Trusty (信用) できる囚人 (獨歩) として推薦する。中央發電所に於ける火夫は晝夜共に看守なくして交代するのであるが、只だリーグに對する忠誠の精神から逃走しないのである。或る場合にはリーグはトラスティーに逃走の虞ありと疑ひ、獨歩の位置を奪ひ、監内の勞務に服せしめ。又は看守附

な資けとなるのである。健全な身體を有つてゐるものは一日八時間、郡のために建築工事に働けば、その努力に對して報酬を得る権利があるのであるから、自から正義の觀念に訴ふる所がある。其上にこの組織は自動的に受刑者をして己れが看守の勝手な處置に委ねらるゝものにあらざることを感ぜしめ、且つ自己の進級は端的に己れの行爲に依るものなることを明かに知らしむるのである。

(三)

以上は刑務所の管理の組織について述べたのであるが、之と協調作用をなすものは受刑者の自治組合なる努力團 (Effort League) である。收監せらるゝやいなや各受刑者は先づ典獄と親しく會談し、典獄はこの刑務所の管理方法並びに受刑者に期待せらるゝ事項を説明するのである。次に受刑者は努力團の委員の一人の訪問を受け委員よりリーグの目的並びに規則、入會の利益、入會資格等を説明さるゝのである。十日間の試験期間後資格あ

きの組の中に彼を置くことを典獄に勸説したのである。目下七人の受刑者はカウンティ・ホームへ女子受刑者收容所 (Dormitory) の内部のペンキの塗りかへをやつてゐる。此の建物はプリズンから哩離れた所にあつてステーションには甚だ近いのであるが、只だ一人の獨歩の戒護の下に委ねられてゐる。毎土曜日及び日曜日の午後には行狀佳良の全團員——全受刑者の九十分パーセントは然うである——はプリズンから約五百ヤード離れた廣場で一人の看守もなく、ベースボールを行ふことを許可されてゐる。

逃走の件数は團員の自由を濫用するやいなやを語るものである。努力團はプリズンの設けられた以來約二十九箇月の間適用されてゐるのであるが、此の間に看守の戒護の下に在る組々からは十四人の受刑者が逃走したに反しリーグの支配の下に在る間に逃走したものは只一人である。之れは平均百三十人の在監人口 (Prison Population) についていあつて、この在監人口の少くも十五

パーセントは全く自由に又は他の受刑者の戒護の下に働きつゝあるのである。尙ほ農場や森林や道路工事で、一人の看守が六人乃至十人の受刑者の監督職工 (Fore-man) となつて働いてゐる場合に、一人々々の受刑者に目の届かないことのあるのは己むを得ないことである。吾人の考慮する所は最大多数の最大幸福で、一年に四五人の受刑者を失ふことのあるのは、他の百一十五人に對して、吾人の成就し得る所に比すれば何でもないのである。逃走に對する吾人の手段は最も峻厳で、草を分けても採り出すのである。逮捕された場合はカウンティ(郡)の判事は逃走に對する刑法上の最重刑を科し、決して酌量輕減を認めないのである。今迄に逃走した十五人の中は猶ほ逮捕されないものは僅かに二人のみである。

リーグに屬する職員は次の如し。President (總理) Vice-President (副總理) 受刑者裁判所 (Inmate Court) の判事 (Judge) 守衛 (Sergeant at arms) 辯護人 (Public Defender) 書記 (Secretary) 各一人で、人民

重刑を五日間の減食屏禁と共に團より除名するに止められたのである。團よりの除名は犯行者が典獄の手で訓練されることを意味するのであつて、他の受刑者より分離せられ凡ての特權を失ふのである。語を換ゆれば、團はその社會組織から犯行者を排斥するのである。然しながら團から逐はれても、或る期間團員たるに恥ぢざる行狀を續くる上は再びC級へ編入せられ、更にA級へ上進することができるのである。過ぐる六ヶ月間努力團によつて試みられた犯行者に對するプロベーション・システム(執行猶豫)は頗る好成绩であつた。普通初犯者は五日乃至十日間プロベーションに付せられ、受刑者裁判所の判事により選定せられたプロベーション、オフィサーに怠らず報告をなすのである。

(四)

努力團の組織は簡單ではあるが、その教化上の價值は管理當局にも受刑者にも深く大きな影響を有つてゐるの

一般の投票によりて撰舉せられ任期は四箇月である。右の職員は合議體 (Cabinet) を組織し、典獄に一切の建言をなし、且つ受刑者と當局との連鎖となるのである。この自治體の開始せられてより以來弾劾された職員は三人のみである。法廷の秩序を保つことのできなかつた守衛二人、及び事實上ならざるも少くも精神的に嫌疑ある犯行に責めあることその他に認められたる數人の受刑者をして無罪放免の宣告を得せしめたる辯護人一人であつた。

受刑者裁判所はこの自治團の重要な機關の一つである。受刑者は他の受刑者又は刑務所職員の告發により裁判所に召喚さるゝのである。看守が自己の配下に在る組の一人の怠惰又は不柔順につき訴ふる所ある時は管理當局にでなく、この受刑者裁判所に出訴するのである。裁判所は一日乃至五日の屏禁 (Isolation Cell) に處し、一定の期間全く團員の特權を奪ひ、休憩時間に特別作業を課し、又は團より遂ひ當然にD級に下さしめるのである。然し裁判所の監罰の點に過ぐることを避くるために、最

である。元來刑務所へ入れられるようになったのは、世上の或る危急な時機に自制を失つたり、又は余りに利己的で、他の財産權利を尊重するの念の乏しい爲めである。語を換ゆればその人々は自分と社會との間に密切な相互關係の存してゐることを知らなかつたのである。自治の組織の下には彼等は自制の習慣を養ふ機會を得て、忽ちにして自分達の内に不規律な手前勝手な人がゐるの非常に不利益であつて、一箇の社會としての刑務所に於ては寛容し難いものであることを覺るのである。而て後刑務所なる一社會の内に眞理であることは刑務所外の一層大きな社會組織に就ても等しく眞理であつて、自治團の精神に違背した犯行者に對して彼等の取つた處置は、社會が個人的に且つ同じ理由の下に取ることを余儀なくされた處置と同じものであることを覺るに至るのである。自制の意志を實地に行ふ機會を奪はれたら、如何にして其人の性格が強められることができよう。廣い世界と何等の關係をも有たない、全く人爲的な環境の中に長い

間拘禁せらるゝものが、如何にして普通の社會に生活すべき適應性を助長して行けるだらうか。

ウエスチエスターに於ける努力團の成功は二つの理由からして一層驚嘆すべきものがある。其一つは、刑期の短いことである。最近十八箇月に於ける平均拘禁日数は四箇月と二十二日であつた。次には戦時中合衆國政府が一年間刑務所の建物を使用した爲めに努力團はその事業を中止したことである。これが爲には一部分の職員の交迭と共に全然新規なまき直しとなつて、更に再び受刑者の間に健全な意向を作り出さなければならかつたのである。

プリズンに於け自治の成否は一般社會に於けると同じく受刑者の間に生れた一般の意見に依るものである。これは普通の社會に於けると同じく教育の問題である。唯だ典獄が受刑者に「自治あり、自ら取るべし」と云へば可いと思つてはならない。典獄は自治に對して深い信念を有つてゐなければならぬ。彼は人の指導者たるに恥ぢないものでなければならぬ。先づ初めには制限した範

圍で自治を與へるのである。しかも此制限内に於ては自治は名實相背かないものでなければならぬ。而して部下が其趣旨を了解し、受刑者が自己の行爲の責任を感ず

るようになつた時に初めて自治の範圍を擴大するのである。繰返して言はなければならぬのは管理當局の側に虚偽と不眞面目の疑ひを受けることがあつてはならないことである。これは直ちに受刑者に發見されるもので、且その虚偽と不眞面目とが發見されるれば、全然この計畫は破壊されて了うのである。自治はその行はれる限り徹底的でなければならぬ。たとへ自治の上に加へらるゝ制限の狭きに失することがあつても、その範圍内で純一なものであれば、何處かに腹藏のある廣い範圍の自治に勝ること萬々である。

當局は自治から全きを求めてはならない。一般社會にあつても未だその域には達してゐないのである。種々の困難な事情も起らうし、受刑者各自にも失敗は免がれない。然しながら若し自治の趣旨が失敗に終ることがあれば、それは管理當局の側、或は指導の資格が欠けてゐるからである。政治に於ても賢明な指導者がなければ自治は行はれないのと同じである。人の性は何處にあつても大して變るものではないので、人々によりその程度の大さはあつても、同じ刺激に反應するものであるから、自由な市民の間に於けると同じく、受刑者の間に在つてもリーダーシップ（指導の才）はその質を同うするのである。

吾人はウエスチエスターに於て採用せらるゝ自治の形式が其通りに凡ての行刑施設に適用されようとは思はない。然しなから多少の變更を加へて之を各施設に應用したならば、この原則が受刑者の性格を改善發達せしむる最善の方法たることは固く信じて疑はないのである。人はその拘禁の結果以前より良くなるか悪くなるかして刑務所を出るのである。其人が監外の社會状態と相類した状態の下に法を尊重することを學び得たにあらざれば、良くなることのないのは明かで、而して監外で遭遇す

べき同じ誘惑に打勝つことを學び得なければ、決して法を尊重することを教し得らるゝものではないのである。吾人の戒護に委ねられた人々がその經驗によつて監外の生活に一層善く適應することを學び得しやいなやは刑務所設置以來二十九箇月間收容した千七百三十二人の受刑者中僅かに百四十三人が再び收容せらるゝに至つた事實によつて明かに示されてゐるのである。而して此の百四十三人中百〇八人は泥酔の科によるものである。アルコール中毒がプリズンに於ける短期の拘禁で治癒し得ないことは誰れも知つてゐることである。

終りに、予は人を支配する凡ての制度の成ると成らざるとは第一に健全な輿論の養成發達に依るもので、第二には責任ある指導者の聰明に依つて存するものであることを重ねて力説したのである。(了)

プロベーション(保護観察)とは何ぞや

K · N 生

犯罪に對する刑罰の執行、又はその防止、並びに刑務所の管理方法とが近來益々世人の注意を惹くに至つたのは喜ぶべき時代の兆と言はなければならぬ。行刑學

(Penology) は已に一の科學として認められ、多くの立派な學者思想家がその研究に身を委ねるに至つたのである。法の違反者に對して行はれた古き方法は犯罪を防止せず、社會に害毒を及ぼすものを改善もしないといふことは、已に久しく世の認むる所で、是に於て罪人を取扱ふ人々並びに之について嚴肅な考慮を費してゐる人々は、此の古き方法に代るべき一層優良な方法を工夫し初めたのである。此の結果として舊きものより一層合理的な且つ文明的な多くの新しい方法が見出されて實際に行はるゝに至つたのであるが、其中で最も効果の著しいことを

證據立てられたものゝ一つにプロベーション(成年少年共に適用せらるゝもの)がある。

プロベーションとは何ぞや、此のプロベーションの制度に於ては罪人に對する刑の言渡が一時猶豫されて、犯罪人は裁判所によつて任命されたプロベーション・オフィサー(Probation Officer)の保護(Guardianship)の下に改善進歩の他の機會が與へられるのである。初めて此の制度を採用した合衆國のマサチューセツツ州のマサチューセツツ・プリズン・アソシエーションの會報の一つにはプロベーションの利益を次の語で要約してゐる。

『プロベーションの禁止に際する點は多々あるのである。初めて有罪の判決を受けた人々の大部分はその性格に於て所謂犯人といふべきものではないので、異常な事情のも亦た終るのである。然しながら此の制御なるものは却て受刑者が自由になつた時に必要なのである。プロベーションは自由人に制御を與へ、善良なる意圖を重ねて彼に強ゆるのである。プロベーションはその交遊を監督し、彼をして酒場に近づかさざらしめ、而して如何なる理由たるを問はず被保護者にして非行(Wrong-doing)のあつたる場合には直ちに裁判所に引渡され刑を言渡さるべき結果の恐るべきことを知らしむるのである。』

プロベーションの結果は此の方法の施行の正當なることを證據立てゝゐるのである。被保護者(Probationer)の大部分は執行猶豫期間(Probationary Period)身を誤つたものはなかつたのである。プロベーションを廣く利用しその効果の多大なることを發見したる幾多の裁判所は心から此の制度を擁護するのである。』

(Prison Journal, January, 1925)

下に犯罪を行ふに至つたのである。若し此の人達が常習犯者と共に拘禁せらるゝときには、プロベーションに付せられて裁判所を去る時よりも一層悪化したものとなつて釋放せらるゝことゝなるのは甚だ想像し易いことである。次に、彼等は入所したといふ汚名を免れるのである。釋放者であるといふことは職を求むる上に非常な困難を來たすもので、且つ家族の一人が收監された場合には家族全體が汚名と耻辱とを分たなければならぬのである。プロベーションは之を救ふのである。若し有罪の宣告を受けたものが家族の頭で稼人であるならば、家族は其人の收監によつて生計の道を失ひ、延ひては救貧問題をも惹起するのである。然るにプロベーションに付せられたならば彼は舊の如く克く家族を支へて行けるのである。

更に次には、拘禁せらるゝ場合には拘禁が終れば制御

エルマイラ・システムに就いて(五)……完

安 齋 保

假出獄(條件附放免 conditional liberation) 又は出獄許可(ticket-of-leave) は不定期刑と混同すべきでない。假出獄は行政行為であつて國家統治權の一分科たる司法權による行為ではない。それは正當なる意見を爲すに最も有利な地位に在る者の判断により爾後犯罪を爲さざることを信すべき正當の理由あるとき、刑期満了に先ちて試験として受刑者を放免することである。然し乍ら彼受刑者は自己が尙ほ監視中にあること、及び若し彼にして自己に與へられた期待に反し再び犯罪團體又は犯罪的手段に踏み入らんとする徴表を示すとき、再び逮捕せられ、釋放許可の有効期間にして刑法上の責任が絶對的放免により終了せざる間は何時にても刑務所に復歸せしめ

られ、又然かくせらるゝであらうことを明白に知りつゝ放免せらるゝのである。此假出獄の施行せらるゝ所、北米を除きて、常に此特權は定期刑の下に許容せらるゝので英、獨、瑞西、佛、波蘭之に屬する。海外に於ける通常の慣習は假出獄を與ふるに躊躇して居る——瑞典では受刑者十年間服役したる後許可される——そうして之を克ち得た者の當然に受くべき報賞と看るよりも特赦行爲と看るのである。

註。成人に對し條件附放免出獄許可の原理を最初に運用したのは流刑制度失敗後の英國政府である。即ち此特權は一八四七年の法律によつてオーストラリヤに輸送せられた受刑者に付てのみ許可されたのであつたが、其後一八五三年の法律によつて英本十内に拘留された受刑者に對しても亦許可せらるゝに至つた。

條件附放免制度は一八六二年サクトニー王國により、同年オランダ王國により、一八六八年セルビヤ王國により、一八七一年獨逸帝國により、一八七三年デンマーク王國及びニュージーナルのカントンにより、一八七五年パウド・カントン並にハンガリヤのユヒアチヤ王國により、一八七八年ウンテルベルデンのカントンにより、一八八一年ホールランド王國、一八八二年日本帝國、一八八五年佛共和國により孰れも採用せられた。以上の諸國中孰れに於ても北米合衆國に於けるが如く不定期刑と連結されて居ない。そうして立法精神に鑑みて其目的を覆没する無用の法律上の制限が多少とも嫌の如く廻らされて居る。

余はエルマイラ・システムの基礎を爲して居る諸原理を説明することは、よし如何に興味深くとも同制度の建築學上及び其他の構造上の設備並に一般的管理を其細目に亘つて記述するに比して、より重大なことであると考へる。(註一) 偕て同システムの基底に流れて居る偉大な思想は、第一に犯人は感化し得るものであるといふこと。第二に感化は受刑者の權利であつて國家の義務であるといふこと。第三に凡ての受刑者は悉く個別化され、各受刑者の欠陥を開發する特殊の所遇方法——各個の能

合に於ける療法に應じて、其割合に差異あり可きであるが肉体的、知的、又は道德的教養を組合せて——を與へらばならぬといふこと、第四に未治癒のまま放免する前に感化の過程をして其効果を發生せしむるに足る時間と與へねばならぬといふこと、第五犯人の治療は常に受刑者の協力ある場合に容易にせられ、而も其協力なからんか受刑者の治療も往々にして、不能となることあるべきこと、第六、夫々相異つた特權を有する一階級から他のそれに受刑者を移すことが大多數の場合最も有效な報賞及び刑罰の形式なること、第七、然し乍ら吾人が必要とする受刑者の協力を得る無上の作力は受刑者の在所期間を伸縮する刑務行政上の權力であるといふ思想である。尙ほ此エルマイラ感化院に於て世界の孰れよりも力張せられて居る他の大なる思想は、感化の全過程が教育的なる點である。但し教育的なる語は同化(assimilation)なき教示(information)の注入を意味するのではなく、同院を通過する凡ての者の肉體、心意並に精神の凡ての能

力を其自然的、正規的局限に達せしむることを意味するものである。其結果各種の運動、勞作場に於ける作業、軍隊教育、体操、ターキツシユ・パツス 其他の沐浴、マツサージ及び養應を伴ふことになるのである。同様に各種の知的訓育、即ち單に教場教育並に受刑者に極めて必要な題目の聽講を包含するのみならず、指導の下に体系ある讀書を爲さしむること、了讀した書籍に付試験を課すること(註ニ)をも含むものである。通常の日刊新聞に代りて獄内に巡回する監獄週報 Summary に執筆すること、議論を指導し、節制ある教官の面前で討論することをも含んで居る。職業教育又顯著である。同制度の目的とする所は即ち詐欺、窃盜への誘惑に堪え得る資格を備へない者を社會へ送るなといふ點にある。

譯者——

Philip Klein; Prison Method In New York State pp.

48—5 によつて少しくエルマイラ感化刑務所建設當時の重要な點を補ふて見ると(一)其名稱は New York State Reformatory である。(二)入所者の資格に制限がある。即ち初犯男

特殊事項に付、強いのであるから注意研究せらるべきものである。然し乍らエルマイラはマザー・インスチテューションである。其典獄ブロックウエー氏(但し今は死んで了つたが)は本問題に付ては少數の進歩した思想家の一人であり、彼等の思想が未だ具體的形象と實在とを與へない前から之を案出唱導した人である。又氏はエルマイラ感化院の創立者であり其開始當時から之を管理して居る。されば讀者の注意を此種の刑務所の精神や行政に於ける種々の差異點に置いて讀者の思想を散逸するよりも、寧ろ此理想的刑務所の最も著しいオリチナルの例に注意を集中する方が優つて居ると思つたのである。婦人に對しエルマイラの原理を適用した點に付てはシユルボーンに於けるマツサチューセツツ婦人刑務所に付研究すべきである。同刑務所は眞に凡てのアメリカ人が誇るに足るものである。

(譯者後出註参照)

註二

「余は在所の初期に於て輕佻な種類の讀者にのみ興味を感じた受刑者が數ヶ月教場に出席した以後、科學的又は其他の眞面目な著作以外圖書室から借用せず。而も教官が彼等受刑者の讀書に付毎月一回全受刑者に對し行つた質問の答から知つた様に其著者の内容を同化して居る所を見れば、吾人は受刑者の性格變更を信ずる權利があると考へられる。——瑞西・チローム博士

子たることを要し、然かも重罪犯人 (felony) に限り輕罪の犯人 (misdemeanor) を含まない。(三)年齢上の制限として十六乃至三十歳の者に限つて居る。これは明かに教育主義を力訓したものであつて、此等の年輩が老年者に比して移動性に富み、従つて教化のより大なる可能性あることを言を俟たないのである。(四)同制度は感化の目的の爲め周密な専門的所養を要する結果、一般理論刑罰學に對し實際刑罰學の研究を起すに至つた。(五)國家が始めて成人犯人に對しても亦慈父の態度 (paternal attitude) を示すに至つたことである。之は例へば House of Refuge に於ける少年犯罪者の場合に於ては當然なることとせられて居つたのであるが、更に之を成人犯人にまで擴張した譯である。斯の如くにして次第に犯人は ward of the state から in loco parentis (親の代りに) にあるものと考へらるゝに至つたのである。

註一

エルマイラに於ける紐育州立感化院のみが擧げて以て獨り論ぜらるゝ價值あるものの如く著名になつたことに付てエルマイラ主義の下に建設せられ又其活動に於て成功した他のアメリカの刑務所に對して一言辨解を與ふるのが適當であると考へる。之は決して著書一人の意見ではない。特にコンコードに於けるマツサチューセツツ感化院の如きは紐育州立感化院の對ひ成る

若し「何處が刑罰であるか」と質問せらるゝならば其答は斯うである。即ち第一に其想することなき連續的且正確な紀律の點に於て、第二に受刑者の犯罪的趣味並に犯罪的習慣に對し強力を加へて以て受刑者をして之に耽くる些の機會をも與へない點に於て、第三に打破り得ない勢力と強制のネットの中に置れたと云ふ意識の點に於て、第四に都合のいゝ時期や、餘り重大な個人的犠性を拂はないで放免せられるといふが如き能力は先づ以て有り得ないといふ點に於て、第五に嚴格な紀律の下に於ける生活の規則性と單調といふ點に刑罰がある。但し確實なことは兇惡な犯人が舊組織の刑務所に送致せらるゝことを撰ぶといふことである。(例へば一受刑者のものした不定期刑論中にも斯ういふ句がある。——「The criminal class—the professional malefactors—oppose the indeterminate sentence for an entirely different reason. Collectively, they realise that it's general adoption would ultimately result in their extino-

tion: individually, they balk at the idea of being compelled to make a sustained and apparently sincere effort for self-betterment—the only “open sesame” under the proposed reform.”——譯者)多數受刑者を彌が上にも偉大なる感化の潮流に進み行かしむるに必要な道徳力の發生には(勿論必要な制限を必要とするのであるけれども)共同生活が必要缺く可からざるものである。これペンシルバニヤ・システムの擁護者によつてエルマイラ・システムに加へられた批判に對する答辯である。共同生活と日課とは不可離のものであり、そうして彼の日夜獨房制隔離を行ふに非らざれば個別の所遇は不可能であるといふが如きは之を觀察するに由ないのである。若しそれ右の所説にして眞なりとせんか、學校は各兒童に對し各分離した教場を有せざる可からざるべく、吾人の教會又各分離した僧座を建設するの要あるべきである。丁度或る外國の刑務所に於て數禮拜所が建設せられたるが如く。

一八七四年マツサチニューセツツに夫々婦人の爲めの獨立刑務所が設けられたのであるが、之は後に感化刑務所に發達したとは言へ其設立當時はエルマイラ感化刑務所と何等關係がなかつたのである。又アナモザ、アイダホに於ける感化刑務所も前には婦人の爲めの(Department)を有し Kentucky Reformatory は今尚ほ一つを有して居るが、然し男女を同一感化刑務所に共住せしむることは現在の行刑學の容認し得ない所である。一九〇〇年イオワは婦人感化刑務所設立の法案を議決し次で最近に至つて婦人感化刑務所は急速の勢を遂げ、殊に彼の世界大戦によつて淫賣取締問題の力調せらるゝと共に更に六州に於て新種刑務所が建設されたと云ふことである。(C. Robinson 前掲参照)

然し乍ら本制度は他の凡てのシステム以上に廉潔心、學識、犠牲心共に至高の人物の指導を必要とする。同システムは其自身に特有なる危険を有するもので、恐らく其最少なものも賄賂並に典獄の腐敗であらう。即ち若彼典獄にして赦免の權を有せんか、受刑者其記録に徴し尙ほ未だ考慮の資格すらなきに尙早にも彼等を赦免する事あるべきである。否更に恐るべきは、官獄は之れ與黨に奉仕

註 エルマイラ・システムの充分にして詳細な行政上の説明に付ては讀者は宜數アレキサンダー・ウィンター氏著「エルマイラに於ける紐育州立感化」(The New York State Reformatory in Elmira, by Alexander Winter, F. S. Landon, 1911) か又はより最近の同院自身の年鑑に付て見るべきである。後者には幾多の實例が載つて居る。

エルマイラ・システムは他の數州——マツサチニューセツツ、ペンシルバニヤ、オハイオ、ミチガン、イリノイス、ミネソタ、カンサス、南ダコタに於て其全部又は一部を採用せられ、右各州の全受刑者又は一部の受刑者に適用さるゝに至つたのである。(緒言参照)而て同システムより得らるべき一の利益は、同システムは凡ての方面より犯人其自体の研究を強ひ、犯人をして今日あるに至らしめた原因並に狀況の研究を強ふるといふことである。

譯者「エルマイラ思想は急速に傳播されたのであるが、言ふも奇妙なことは最近に至る迄婦人感化刑務所の設立運動が無かつたことである。紐育州以外には一九〇〇年前には一の婦人感化刑務所すら無かつたのである。勿論一八六九年インディアナにした報酬であり、政黨は唯之れ利權の希望によつてのみ團結さるべきものといふ主義の我國一般に認めらるゝ結果、感化刑務所(凡ての刑務所は感化院であらねばならぬ)の刑務所長の地位が政治上の負債を支拂ふ爲に、非適任者に與へらるゝことである。實際政治術を指して汝の負債を他人の費用で支拂ふ術である」と定義したのは尤もなことである。此點に關し著書は著書自身の言葉を引用するを許されたい……と言つてアメリカはアメリカ相當な心配をして居るけれども、我國では先づそんな心配は少いことからグツト省察して……

若し受刑者の逃亡を防ぐにあらんか兵士又は巡查を以て足りて居る。若し受刑者の労働から金錢上の利益を得んとするにあれば刑務所長は善良なる實業家であらねばならぬ。それは兎に角として刑務所長は人類の性質の判断者であり、人を取扱ふ能力を有さねばならぬ。勿論正直であり、慈悲心がなければならぬ。……又刑務所は教導感化の中心であり、メーンスプリングであるとせられん

か、彼は又教師として廉正の模範として看過さる可きでない。要するに犯罪者を向上せしむるは最高の質の精神と頭腦とを要するものである。そうして吾人は最良の士を其地位に得るに非らずんば最上の結果を求むるも得べきでない。

譯者—刑務所長に至高の人物を要すること勿論であるけれども原著書の如く極端な刑務所長萬能主義に陥つ

て實際上の刑期を決定する権利をも所長一人の手中に置くのは結局彼の刑期量定の困難を裁判所より刑務所の手に移したに過ぎぬことになつて了ふ。此點は詳細に論ずれば可成り長くなるが、要するにイタリア學派の如く各種の専門家を以て常設委員會を組織すべしとするのが科學的だと思ふ。

(完)

そが喜び悲みの中に、そが得失の中に、そが盛衰の中に、我等をして我等の生命を愛する力を十分に愛する力を有せしめよ。我等をして十分に汝の宇宙を觀、聽き、そして十分の勇氣を以てその中に働かしめよ、我等をして十分に汝の與へた生命を住ましめよ、そして大膽に取り大膽に與へしめよ、之が汝に對する我等の祈りである、我等をして先づ第一に、汝の喜悅が行爲から離れた薄い、無形な、そして力のないものであるといふ弱い空想を我等の心から棄めしよ、農夫が堅い土を耕す處に、そこに汝の喜びが穀物の縁となつてほとばしる。人が繁つた森を拂ひ、石だらけの地をならし彼の宅地を造るところに、そこに汝の喜悅が秩序と平和となつて現はれる。

ダゴール

雑 錄

坐つてゐる文明と
立て歩く文明

—錄漫椽涼—
野 生

長火鉢に差し向つてゐる日本の文明が、坐つてゐる文明と稱し得るならば、家の中で靴をはいてゐる西洋の文明は、立つて歩く文明と稱すべきであらう。

人間は坐つてゐるべきものであらうか？ それとも立つて歩くべきものであらうか？

東洋を支配してゐる佛教の Buddha (佛) は坐つてゐる。その極致は Nirvana (涅槃) であるといふ。梵語の Nilvana は英語の Nothingness (虚無) である。欲望を斷つのである。不可思議の太平に入るのだ。

西洋を支配するキリスト教の志す所は Kingdom of God である。而してゴッドと人間とを結びつけるものは愛である。Aspiration (向上) である。Expansion (展開) である。天に冲るのだ。努力だ。ベルグソンの所謂 Elan Vital (生の躍進) である。耶穌の昇天はもつとも善く西洋の文明の Essence (本質) をシンボライズ (象徴化) するものである。そのエッセンスは Vital (意欲) である。坐つてゐるのも一の生き方だ。人間徒らに多事だ。人間一切の葛藤を放下して

定義裏に閑日月を費消するもの洒落れてゐるかもしれない。と同時に立つて歩くのも一つの生き方だ。世界は無常ではない、有である。爲す有るに足る或物だ。人間の意欲は卑しむべきでない。努力は樂しむべきだ。未知の世界へ猛進する。愉快やないか。人生は一箇の冒險である。坐つてゐるものゝ理想が太平であるならば、立つて歩くものゝアイディアは Progress (進歩) である。坐つてゐる文明は終に自然に吸收せられ、立つて歩く文明は隨處に自然に反抗する。

坐つてゐるのも可い。しかし、その文明は動ともすれば沈滞する。因襲に捉はれる。腐る。九年面壁の達摩の尻は腐つたそらだ。立つて歩くのは愉快だ。しかし、その文明はともすれば駈け出したがる。けつまづく。革命であり、破壊である。駈け出すのなら、まだ可い。駈け出すので足りなくて、西洋の奴等は今やスピード。

行刑統計

大正十四年六月中入出所並月末在所人員

(△ハ減)

備考	總計		男	女	乳兒	勞役場留置者	刑事被告人	受刑者	越員	入所	出所	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	增減	前月比較	前年比較
	計	計															
內朝鮮人受刑者男四五八人 刑事被告人男三七人 支那人受刑者男九八人、刑事被告人男五人、女一人、英吉利人受刑者男一人北米合衆國人受刑者女一人、露西亞人受刑者男二人アリ	四、三三四	七、四九九	七、七七一	七、一〇九	三	三三三	三、五七二	三、五七〇	三、五七〇	三、三三六	三、三三六	三、三三六	三、〇三三	三、〇三三	△一七四	△	三、〇七九
	四、三三四	七、四九九	七、四九五	四、四〇〇	四、四〇〇	三三三	三、五七二	三、五七〇	三、五七〇	三、三三六	三、三三六	三、三三六	三、〇三三	三、〇三三	△一七四	△	三、〇七九
	四、三三四	七、四九九	七、四九五	四、四〇〇	四、四〇〇	三三三	三、五七二	三、五七〇	三、五七〇	三、三三六	三、三三六	三、三三六	三、〇三三	三、〇三三	△一七四	△	三、〇七九
	四、三三四	七、四九九	七、四九五	四、四〇〇	四、四〇〇	三三三	三、五七二	三、五七〇	三、五七〇	三、三三六	三、三三六	三、三三六	三、〇三三	三、〇三三	△一七四	△	三、〇七九

行刑統計

刑務所別	受刑者		刑事被告人		勞役場留置者		乳兒		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
刑務所別	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
小菅	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
市谷	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
豐多摩	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
巢鴨	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
横濱	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
千葉	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
水戸	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
宇都宮	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
前橋	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
静岡	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
甲府	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
長野	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
新潟	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
京都	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
大阪	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
神戶	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六
奈良	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六	一、〇六六

大正十四年六月中在所人員表

收容者ノ居房ハ盛夏ノ候ニアリテハ換氣ノ不充分ヨリ臭氣ヲ發シ且温度及湿度ニ過度ノ上昇ヲ來シ爲ニ收容者ノ保衛上不良ノ影響
齎スコト往々有之被檢認候ニ付爾今認可ヲ要セス貴官限リ左記ニ依リ收容者ニ關シテ貸與使用セシメ差支ナキ事ニ決定候條右様御取計相成度候

左 記

- 一、關扇ハ蓋紙剥ノモノニシテ可及的經濟的ノモノヲ使用スルコト
 - 二、使用期間ハ酷暑ノ候ニ限ルコト
 - 三、關扇ハ居房内ニ於テ作業時間外ニ限り規律ヲ濫ササル範圍内ニ於テ使用セシムルコト
 - 四、病舍收容ノ患者ハ前項ニ係ラス何時ニ於テモ使用セシムヲ得ルコト
 - 五、其ノ他ニ於テ使用ヲ必要トスル時ハ認可ヲ得ヘキコト
- 進テ關扇備付ニ要スル經費ハ貴所配賦豫算内ニテ支辨相成度

作業技師練習所開始

今回監獄官制を改正し新たに作業技師を置かるゝことになつたことは刑務作業の刷新の爲に欣喜に堪へざる次第である。作業技師並に技手は技術に關する蘊蓄は深きも刑務行政には經驗少なき方多きを以て刑務行政の知能を徹底せしめることは緊要にして本會の目的にも副ふと信じ理事會の決議を経て八月十七日より約三週間本會に於て作業技師練習所を開設することになつた。

松井所長代理式辭

入所式は十七日午前十一時開かれ松井練習所長代理より左の式辭があつた。

練習所長は目下洋航中なれば不肖代りて一言式辭を述ぶるの光榮を有します。

諸刑務作業は諸君も御承知の如く甚だ重要なもので刑事政策上よりは勿論、經濟政策又は社會政策上よりも考究せなければならぬものである。

從來刑務作業に對しては餘りに重要視することなく、

第十七回刑務官練習所
入所試験施行

來る九月十一日より第十七回刑務官練習所の開始に付き左記問題に付て入所選抜試験を施行した。合格者は次號に發表する。

- 普通科
 - 祖先崇拜に就て
 - 實務科
 - 左の用語の意義を簡單に説明すべし
 - イ、勞役場 ロ、被疑者 ハ、參觀 ニ、逃走
 - ホ、假出獄 ヘ、遺留品 ト、暴行 チ、上訴
 - リ、作業賞與金 ヌ、戒具
- 普通科及實務科共必須科目とし擇一を許さず必ず受験者をして答案を提出せしむること第一問は一時間第二問は二時間以内とす

其の指導者を授業手と稱して例へばタ、キ大工より出でたるものが授業手の職に就いてゐた。然しながら刑務作業が一片の經驗のみより積み上げたる知識を以つてしては到底充分なる成績を擧ぐるの不可なるは論を俟たず故に授業手の稱を作業技手と改め、更らに本年に於て作業技師の官制を設けられたるは當然のことである。

諸君は作業技師として最初に任命せられたる方にして刑務作業の改良は實に諸君の雙肩に懸れることを自任せられたい。

諸君は既に高等の技術を學び充分なる學識は修められたが故に自由工場の管理者としては學ぶところはなからう、然し刑務所は自由工場とは異なるが故に刑罰とは如何、刑務作業は如何に管理すべきものなりや等を知りおく必要がある。

練習が短期間にして且つ夏季なれば充分その目的を達するや否やを懸念するも、しかし講師各位の熱誠と諸君の努力によつて意義あらしむるやう期待してゐます

且つ講師は何れも斯道の専門家を選びたれば充分御審
 勳あらんことを希望す。

次に倉川理事より練習所開始につきて詳細の注意あり十
 一時半式を終る。

學科目は左の通りである。

行刑學概論	司法書記官	松井和義氏
拘禁及紀律	同	辻敬助氏
作業	同	正木亮氏
教化及釋放	同	芥川信氏
保健	司法省衛生官	山岡萬之助氏
刑事政策	司法省刑事局長	宮城長五郎氏
司法保護	司法省保護課長	濱野三郎氏
行刑建築	司法技師	辻敬助氏
會計法概論	司法書記官	春山作樹氏
教育原理	東大教授	戸叶五郎氏
工場管理	技術專賣局製造課長	上野陽一氏
作業能率	能率研究所長	河津退氏
經濟學概論	東大教授	
行刑實務		
職制	市谷刑務所長	秋山要氏
拘禁	豊多摩刑務所長	大野數枝氏
同	豊多摩刑務所長	佐藤乙二氏
作業	小宮刑務所長	有馬四郎助氏
教化及釋放	常務理事	香川又二郎氏

尙講義の外に刑務所及び他の工場等も視察見學する筈。
 入所者は左記十八名である。

學 歴	官 名	刑務所別	氏 名
九大卒業	技師	小菅	前田靜雄
九大卒業	全	全	垣内廉治
東京高工卒	技師	豊多摩	神崎優
東京美術卒	全	巢鴨	秋保謙四郎
東京大卒業	全	靜岡	平田穰
東京高工卒	全	大阪	清水敏郎
高工卒業	全	名古屋	小山博
府立工藝學校卒	技手	小菅	工東寅信
高工附屬	全	巢鴨	松尾助太郎
補習學校卒	全	全	高城守人
府立工藝卒	全	横濱	小林忠夫
東京高工卒	全	千葉	飯塚眞八
府立工藝卒	全	高知	池清幸
印刷局砂紙部學	全	福岡	牛尾壽男
術研究所修	全	巢鴨	齊藤爲一
大阪高工卒	全	名古屋	關敬信
東京洋服學校卒	全	廣島	原三郎
東京美術卒	全	全	小川岩松
全	全	全	以上十八名

演武獎勵に就ての新計畫

武術獎勵の目的を以て從來各刑務所に於て演武大會を
 開催してゐたが今回本會は左の如き計畫案を樹て大に助
 成することに決定した。

- 一、全國刑務所を五區に區分し、各區に於て毎年一回柔道並に劍
 道の演武大會を開催す
- 二、演武會は各區内の刑務所輪番に之を開催するものとし、各支
 部長の協議に依り之を定む
- 三、演武仕合は刑務所職員に限る
- 四、開催地支部長に金貳百圓を補助す
- 五、勝敗は各支部の對抗仕合に依り定む
- 六、優勝者は之を表彰す、其の形式は各區關係支部長協議して之
 を定む
- 七、年一回若くは二年に一回關東又は關西に於て全國演武大會を
 開き各區の優勝者を招集し競技をなさしめ、本會より優勝旗を
 授與す
- 八、大會開催地支部には貳百圓内外の補助金を交付す

- 第一區
 宮城、福島、山形、秋田、青森、札幌、函館、網走、釧路
 盛岡少年、札幌少年
- 第二區
 小菅、市谷、豊多摩、巢鴨、横濱、千葉、水戸、宇都宮、前

- 第三區
 橋、甲府、小田原少年、川越少年
 名古屋、三重、岐阜、金澤、静岡、長野、岡崎少年、新潟
- 第四區
 滋賀
 大阪、京都、神戸、奈良、徳島、高松、高知、廣島、岡山
 松江、松山、姫路少年
- 第五區
 長崎、三池、福岡、大分、熊本、鹿児島、宮崎、山口、沖縄
 岩國少年、久留米少年

法廷偶得

兩告呼來聲似雷、衣冠華帽又嚴裁
 誰成堯典千秋業、須試禹謨一代才
 半世無辜枯木活、十年疑獄暗雲摧
 君王憲法御名下、欲答聖明心未開

偶感

一出東都三十春、豈圖南攝老風塵
 青雲付驥知何日、故友顯榮已幾人
 湊川畔にて 深見生



家 □□□ 幸福の本源としての愛情 □□□

おぎアと生れるから棺桶に入るまで、人間が幸福を得るには「感情」の力にまつところが實に偉大である。どんな坊やが生れるかと両親は云ふに及ばず、祖父母や家族の誰れ彼れに愛の期待を以て待たれてゐるところへ生

れて来る子供は幸福であるに違ひない。「坊やが笑つた歩き出した」と大事件の如くふれ廻され、それ學校へ上るのだ、カバンを買つてやれ、身体を強くするために、遠足や海水浴をさせねばならぬと父兄の真情から来る注意のまよになるとは少年時代の幸福を十分にかけ得る。かくて結婚をする「愛の家」が出来る。金は十分になくても「手綱下げても」と云ふ充實した夫婦生活が始まる。

□□□ 心理學の應用 □□□

政治家は人を收攬するに腐心し、商人は如才なくお客の心理を洞察するに抜目がない。これは主として経験から来る觀察力でやつてのけるのであるが、心理學者はこれを科學的に研究して呉れてゐるから、人間が社會に立つて行くには、一應はこの心理學を習得しておく必要がある。主人の心をうまく捉らへるとも、子供を育てるのに兒童の心理を察してうまく處理してやるとも、家長として家庭を和平に導いてゆく心得をうるにしても、

みな心の動きを知る必要がある。くらうとが人の心を捉らへるに妙を得てゐるのは、専門家だけに研究もし経験もするのではあるが、これは生活上馬鹿に出来ない科學の應用である。仕事や家事に追はれて研究などしてゐられないと云はずに、心掛けて話を聞くなり、簡易な本を

読んで、はゝアなるほどと合點して貰へばそれでよい。あとは経験を基にした心掛けでどうか間に合ふ心理學

幸福でないといふ云はれない。かくて愛の結晶が生れて来る。更らに幸福がふえる、愛情によつて力づけられた男は、生活戦に奮闘する、女はうるさい家事と育児に甲斐甲斐しく働き、こゝで若し不時の失敗や困窮が襲ふて、幸福を奮ひ去らうとしても、底しれざる愛情によつて勵まされて、この兇難除去に懸命する、内助するものも共同の敵の退散を目的に百倍した愛情を捧げ、外働する者は愛の兵糧の後方援助に十分の能力を發揮する事が出来る。眞の愛の眼に見守られてゐる者には不養生が牽制される。自らも不攝生はしないから病魔からまぬがるとが出来るやうが、若し病臥の止むなきに至つた時には愛の看護が薬以上の效能をあらはして、忽ちに快復が可能であらう。年をとる、可愛い子をそれ／＼仕末する。孫でも出来れば又愛情が湧く、幸福は盡きないではないかかくて愛の眼に涙はたへずとも、永遠に眞愛の手に捧げられる香華を見る時、靈となつて亦心地よき微笑を浮べるとだらう。

を應用して、氣轉をきかし心理をとらへて操縦してゆけば、つねに家庭は圓滿であらう。それを無頓着にも平然として等閑にしてゐるやうでは、つねに家庭にいざ／＼がたえず、感情を害し合つてガミ／＼云はねばならぬ、ものは云ひまはし様と云ふが、全くこの呼吸をのみこんで居るとは人間として、殊に主婦としては必要など云はねばならぬ。

□□□ 一夫一婦制に對する子供の權利 □□□

一夫一婦制は結婚生活に最も光榮あらしめる要件であると共に、子供を完全に成育せしめる要件でもある。不倫な家庭例へば夫は妾を造り又藝者狂ひをし、妻は夫の目を窺みて他の男と私通するやうな家庭には子供の性格が圓滿に發達する筈がない。不倫な家庭より親不孝の子供や不良兒の出るのは寧ろ當然である。子供は親を選んで生れる自由は有してゐない。然し子供は親に完全に育

て、もたらう権利はある。従て兩親に對して一夫一婦の結合でゐてもらうことを要求する権利がある。同時に親としても子供に對して必ず一夫一婦でゐる義務がある。

劇務家の如き始終變はつた判戦を欲する者には一人の配遇者のみを抱擁してゐることは絶へ切れない苦痛であるかも知れないが、眞實子供を愛するならば決して不可能なことではないと信ずる。

怒は敵と思へ

怒は敵と思へ、とは徳川家康の家訓であるが、さすがに一世の英傑の言葉である。短氣は相氣と世俗ではいふ。

短氣とは即ち怒る心である。損氣位ならまだいいが、損も損も大損となつて、遂に身を滅し、家を亡した例は古來歴史にその例が少くない。

淺野内匠頭は吉良上野に侮辱せられて怒を發し、中殿に於て刃傷沙汰に及んだため、所領を沒收され、その身は切腹して相果つるに至つた。彼が怒を發して刀の柄に

手をかけたのは、ほんの一瞬間の出来事である。併しこの一瞬間の心のうごきを制し切れなかつたために、一家

一身を滅したのみならず、多くの家臣を浪人させ、その家族を路頭に迷はすに至つた。大石良雄等四十七士の仇討は美談として歴史に残り、今も芝居や講談で人をよるこばせてゐるが、これは藝術として後世の吾々が鑑賞するからのことであつて、當時これに關係した人々からいへば美談どころの沙汰でない。實に臥薪嘗膽の苦心であつたのである。

一時の怒を、もし、内匠頭が抑へることが出来たならば、淺野一家は因より赤穂の城も 忠良なる四十七士も無事であつたのである。

吾々も日常の生活に於て、些細のことから妻子を叱つて、後悔する怒つたあとと寂しく、又苦しい。氣をつけてゐながら凡夫のかなしさ、同じ悔を繰り返してゐる。

怒は敵と思へ。まことにその通りである。敵も敵も大敵であることを忘れてはならぬ。

與ふる者は幸なり

先日報知新聞に「あほだら經の爺さん」の事が載て居たのは皆さん御承知であらうが、神田三崎町三丁目一番地の花井生吉といふ人で町會事務所の走り使ひや雜用をするのが爺さんの仕事であるが、この爺さんは仕事の餘暇に下駄の鼻緒を作つて無償で施して、そうして「有難う御座います」と禮を述べる。其一面には「共同生活」

「區別整理」「鴨綠江節」など時代を諷刺する俗謡を作つて、それを印刷したり又「不平の出るときは九月一日を思ひ出せ」といふやうなお守二千部を刷つて誰にでも無料であつて、「有難う御座います」と禮を述べる、といふ變人である。此の變人は實に偉い奇特な人であると思ふ。

受ける人の禮を述べるのが普通であるのに爺さんは、授けて感謝して居る。是は與ふる者は受くる者より幸なりといふ古聖人の言に合致した徳行である。今日釋放者保護事業とか救貧事業とかいふ社會事業に従事する人も此

爺さんに鑑みなければならぬ。富豪であり乍ら公益事業に僅かな金をも吝む人は勿論、巨萬の寄付をして自ら以て誇とするやうな人は此の爺さんの純な心に鑑みるべきであると思ふ。又物を受けるのは幸福だと思ふ人もあるが、物を恵まれるのは恵まれねばならぬ原因があるのでそれが不幸な人である。それであるから、受けねばならぬ不幸な境遇を脱して、與へ得る地位に入るやうにせねばならぬ。富者の萬燈より貧者の一燈といふ譬喩もある通り、清い美しい心は有餘る富者よりも世の憂き苦勞を嘗めた人が自らの過去、苦艱の經驗に顧みて、捧けた淨財、願つた餘力が尊いのであるから、分に應じて、與ふる者は幸なりと銘記して一步々々進みたいものである。

九月一日を忘る莫れ

いつまでも永久に忘れる事の出来ない九月一日の大震災の満二周年、ドツト激しい震動が來たと感ずると幾百萬の人々の叫びは起つた、壁は落ちる、瓦は飛ぶ、飛

